設置の趣旨等を記載した書類

設置の趣旨等を記載した書類	3
1章 設置の趣旨及び必要性	3
1 医療創成工学科を設置する理由・必要性	3
1.1 はじめに	3
1.2 日本の医療機器開発の現状	3
2 養成する人材像	4
3 ポリシー	5
3.1 卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)	5
3.2 教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)	6
3.3 入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー)	7
3.4 養成する人材像及び3つのポリシーの各項目との相関及び整合性	8
4 研究対象とする中心的な学問分野(複数可)	9
5 関連する専攻科や別科との関係	9
2章 学科等の特色1	0
1 学科の特色1	0
2 大学、学部等の特色等1	1
3章 学科の名称及び学位の名称1	2
1 学科の名称1	2
2 学位に付記する専攻分野の名称1	2
4章 教育課程の編成の考え方及び特色1	3
1 教育課程の編成の考え方1	3
2 科目区分の設定及び科目構成1	3
3 科目区分の科目構成1	4
3.1 専門基礎科目群 1	4
3.2 医療機器学科目群 1	5
3.3 創造性科目群1	5
3.4 卒業研究 1	5
4 設置の趣旨・学科の特色等を実現するための科目の対応	5
5 必修・選択・自由科目の構成1	6
6 配当年次の考え方1	7
7 単位時間数及び科目の設定単位数の考え方1	7
8 主要授業科目の設定の考え方1	7
9 授業科目の授業期間の考え方 1	8
5章 教育方法、履修指導方法及び卒業要件1	9
1 教育方法 1	9

2 履修指導方法	19
3 卒業要件	19
4 履修科目の年間登録上限の設定	20
5 多様なメディアを利用して授業	20
6 指導補助者の授業分担	21
6章 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合	} 21
7章 編入学定員を設定する場合の具体的計画	21
1 既修得単位の認定方法	21
2 履修指導方法、教育上の配慮等	22
8章 取得可能な資格	22
9章 入学者選抜の概要	22
1 求める学生	22
1.1一般入試	22
1.2第3年次編入学試験	23
10章 教育研究実施組織等の編成の考え方及び特色	23
1 教員配置の考え方	23
2 教員の年齢構成	24
3 教員及び事務職員相互の組織的な連携体制	24
11章 研究の実施についての考え方、体制、取組	24
1. 研究の実施についての考え方、実施体制	24
2. 研究活動をサポートする技術職員や URA の配置状況	25
12章 施設、設備等の整備計画	26
1 校地、運動場の整備計画	26
2 校舎等施設の整備計画	26
3 図書等の資料及び図書館の整備計画	26
13章 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画	27
14章 管理運営	27
15 章 自己点検・評価	27
16章 情報の公表	29
1 大学としての情報提供	29
2 学科としての情報提供	30
17章 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	
1 全学的な取組	30
2 医療創成工学科の取組	31
18章 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	31

1章 設置の趣旨及び必要性

1 医療創成工学科を設置する理由・必要性

1.1 はじめに

長寿社会を迎えた日本において健康寿命に対する国民の期待は高まっており、次世代の成長産業としての国産医療機器開発は非常に重要である。

しかしながら現在、国内で使用されている高度管理医療機器の大半は欧米製で、毎年 1.8 兆円もの貿易赤字が生じており、国産医療機器の開発体制整備は社会的要請事項で ある。

これらの貿易赤字を解消し、国産の医療機器開発を主導するためには、ものづくりの 基礎となる工学的な素養と医学の基礎知識を併せ持つとともに、実用化のための突破力 を持つ創造的開発人材の育成が不可欠であり、日本型の医療機器開発エコシステムの構 築が求められる。

そのためには、最も創造性が必要な医療機器初期開発の段階において、「創造の基礎となる工学及び医学の基礎知識を修得し、医療機器の開発チームに実際に所属しながら、実践経験の中で医療機器の開発力を鍛錬する」教育が必要不可欠である。現在、我が国には学生を実際に医療機器の開発チームに所属させ開発の実体験を提供し、医学・工学の基礎知識や素養を学びながら、領域横断的な創造的開発人材を育成するような大学はなく、国内における医工学連携を分析し、学科から始まる日本の実情に即した教育プログラムを提供できる、生命・医学系及び工学系の教育リソースを一体化した新しい教育組織が必要である。

これらを踏まえ、本学では医工融合型の実践的な新教育組織として、神戸大学医学部 に医療創成工学科(以下「本学科」という。)を設置する。

1.2 日本の医療機器開発の現状

近年、日本の医療機器開発力は低下して国際競争力を失っている¹。世界の医療機器の市場規模は令和2年で4,000億米ドル近くであり、日本の医療機器の市場はアメリカに次ぐ世界第2位の規模となるが、中国やアジア諸国の急追を受け、拡大傾向の世界市場において日本の地位は相対的に低下してきつつある。さらに、医療機器メーカーの世界シェア及び売上高は、診断機器分野では日系企業がある程度のシェアを取れているものの、治療機器分野においては欧米企業が大きなシェアを有しており、日本は国際競争力に劣り、輸入超過の状況が続いている。また、この度の新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を契機に各国の自国優先主義も強まり、我が国の医療機器の需給逼迫や各国での国産化推進がなされる中で、医療機器の安定供給も織り込んだ国内企業の競争力強化や技術優位性の維持が課題となっている。

このことは特に、世界の医療機器開発の主戦場である高度管理医療機器クラスIII(= 不具合が生じた場合、人体へのリスクが比較的高いと考えられるもの)及びクラス IV(=患者への侵襲性が高く、不具合が生じた場合、生命の危険に直結する恐れのあるもの)の分野において顕著である。欧米の企業に技術開発で遅れを取り、国内の医療機器開発会社がこの領域から実質的に撤退した結果、国内で使用されている高度管理医療機器の大半は欧米製となって毎年1.8 兆円もの貿易赤字が生じており、その国内における開発体制の整備が必須の社会的要請となっている。

国の施策としては、平成19年6月19日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」の中で、成長可能性拡大戦略としてベンチャー企業の育成や、医療クラスターの

 $^{^1}$ 出展 「日本の医療機器産業の競争力強化とイノベーション活性化に向けて」平成 30 年 4 月、「経済産業省における医療機器産業政策について」令和 2 年 2 月

形成を内容とする「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」を着実に推進することが掲げられていることや、平成28年5月31日に閣議決定された「国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する基本計画」(令和4年5月31日変更)では、総合的かつ計画的に実施すべき施策として、先進的な医療機器研究開発の促進や、医療機器輸出等の促進が示されており、上記の戦略や計画を踏まえて、様々な医療機器開発プログラムや事業が推進されている。また、医療機器開発に関する人材育成については、前述の「日本の医療機器産業の競争力強化とイノベーション活性化に向けて」や「国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する基本計画」において、医療機器開発に関する人材育成の重要性などが示されている。

本学では医療機器開発におけるこれらの課題を解決するために、神戸医療産業都市において神戸市や産業界とともに神戸未来医療構想²(地方大学・地域産業創生交付金事業)に取り組んでおり、本学のデジタルバイオ&ライフサイエンスリサーチパーク構想の異分野共創研究教育グローバル拠点の一環として、令和元年度に「未来医工学研究開発センター」を設置している。未来医工学研究開発センターでは、参画企業や共同研究先の企業に共用可能な設備・研究機器を設置し、医療機器等のプロトタイプ機器の開発・製作が容易に実施できる場を提供することで、医療機器開発の実用化を促進すると共に、学内の大学院生に対して、デジタル医工創成学コースを設け、複数研究科(医学研究科、工学研究科、保健学研究科など)を横断した教育プログラムを実施し、医療現場の見学を通じたニーズ探索、医療機器に関連するものづくりやロボットハンド制御などを体験しながら、専門的知識と複眼的視座を養成するための医工融合型の人材育成活動を展開している。

さらに、令和5年4月には、未来医工学研究開発センターでの医療機器開発の人材育成の知見や経験を活かし、自治体や産業界との連携体制を積極的に活用できる環境のもと、我が国初の医療機器開発に特化した医工融合型専攻として医学研究科に医療創成工学専攻を設置(入学定員:博士課程前期課程15名、博士課程後期課程8名)を行い、医療機器開発を主導することができる創造的開発人材の育成に焦点を当て、従来の工学の発展としての医工学では困難な、日本の医療機器産業の競争力強化とイノベーション活性化を見据えて行動できる実践的人材育成を展開している。

医療創成工学専攻は、医療機器のニーズ探索から医療機器の承認・販売・事業化までのすべての医療機器開発プロセスを学修することができる新しい形での「医療創成工学」の研究・教育に特徴がある。本学ではこれらの実績・経験を活用し、学部段階から医療機器を題材とした教育研究を実施することで、医療機器開発をけん引する創造的開発人材を養成するための組織として、本学医学部に「医療創成工学科」を設置する。医療創成工学科では、学部から大学院までの一貫的な医工融合型の教育体制を構築することで、国際的に競争開発のできる開発マインドを持ち、高い専門知識と医療現場を熟知した創造的開発人材の育成システムを構築し、患者及び医師目線での医療機器開発や医療の将来発展へ貢献可能な人材を養成する。

2 養成する人材像

,

我が国においては、イノベーションが起こらず日本発の医療機器が十分に創出されていない現状があり、国産医療機器の開発体制整備に向けて、ものづくりの基礎となる工学的な素養と医学の基礎知識を併せ持ちながら医療機器開発の創造的な思考を有する人材が必要である。また、医療機器開発には医療現場のニーズを踏まえた開発が必須であり、医療関係者と協業を行いながら改善・改良・普及を行うなど、医療関係者と企業や工学系研究者間の相互連携を促進できる人材が必要となる。さらに、医療関係者は臨床や研究が活動の中心となっており、医療機器開発やビジネスに携わる者が相対的に少

 $^{^2}$ 人工島ポートアイランドにおいて約 350 の先端医療の研究機関、高度専門病院群、企業や大学が集積する日本最大のバイオメディカルクラスターを構築し、神戸大学や神戸地域の医療機器関係企業も参画して先端医療技術の研究開発を推進

ないため、臨床ニーズを見出し研究開発から事業化までけん引可能な人材の養成についても社会から求められている。

本学においてはこれらの社会要請に応えるため、医学部に「医療創成工学科」を設置し、医療機器開発に必要な知識に加え医療機器開発を題材として問題解決に必要な未来 思考と基本的な素養を有し、自ら課題を設定し解決策を見出す能力を有する創造的開発 人材の養成を行い、以下の能力が身につけることができるための教育を実施する。

- ・ 創造的思考(問題解決力)の育成:激動する現代において、どのような環境下でも 社会における真のニーズ(問題・要望)を見出し、あるべき未来を思考して既存の 常識にとらわれない新たな方法を発想できる力を養成する。個の中の多様性と組織 の多様性のある開発環境を構築することで、集合知により発想した新たな方法の 様々な課題を解決し、社会で実現する力(突破力)を育成する。
- ・ コミュニケーションスキル (情報発信力)の育成:医学部の下に本学科を設置することにより、医療現場実習や課題解決型演習などで医学科生や医師等と積極的に関わることができ、それにより医療機器開発に関わる様々な職種の医療従事者との良好な人間関係を構築できるコミュニケーション能力と複眼的な思考力を養成する。また、この関係性のもとで臨床現場のニーズを的確に把握した上でのプロトタイプの作製を行い、現場・患者目線の医療機器開発ができる環境を構築し、得られた自らの成果を発信する能力を育成する。
- ・ 批判的思考(情報分析力)、インタラクションスキル(交渉力)の育成:医療機器市場や規制・保険行政の状況を調査・分析を行いながら、医療機器開発の初期段階であるアイデアの創出からプロセスの全体像を理解した上で事業に着手できるような複眼的な思考力を養成し、出口を意識した教育を実施する。

3 ポリシー

本学科のポリシーにおいては、神戸大学の定めるポリシーを基本として、次のとおり 設定する。

3.1 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー) 神戸大学の定める学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー)は次のとおりであ る。

神戸大学は、その固有の使命と社会的・歴史的・地域的役割を認識し、国民から負託された責務を遂行するために、神戸大学教育憲章を定めた。本学は、この神戸大学教育憲章に基づき、学士の学位授与に関する方針を以下のように定める。

- 1. 本学は、本学のすべての学生に共通する学修の目的を、人間性、創造性、国際性、専門性の修得とし、その目標を以下の能力等を身につけることとする。
 - ・高い倫理性と、知性、理性及び感性の調和した豊かな教養(人間性)
 - ・伝統的な思考や方法を批判的に継承しつつ、自ら課題を設定し、創造的に解決できる能力(創造性)
 - ・多様な価値観を尊重し、異文化を深く理解する力と、それを支える優れたコミュニケーション能力(国際性)
 - ・それぞれの職業や学問分野において指導的役割を担うことのできる、深い学識と 高度な専門技能(専門性)
- 2. 本学は、学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対して、学士の学位を授与する。

これらの神戸大学の定める学位授与に関する方針を踏まえた上で、本学科が目指す人材を養成するために、ディプロマ・ポリシーを以下のとおり設定する。

神戸大学医学部医療創成工学科は、神戸大学ディプロマ・ポリシーに定める人間性、 創造性、国際性を備え、幅広い知識及び学際的視点を有する人材、特に医療機器開発

を題材として問題解決に必要な未来思考と基本的な素養を有し、自ら課題を設定し、 その解決策を見出す能力を持つ創造的開発人材を養成することを教育の目的として いる。この教育の目的を達成するため医学部医療創成工学科は、神戸大学が定める学 位授与に関する方針に基づき、以下のように学位授与に関する方針を定める。

- 1. 本学科は、神戸大学の学位授与に関する方針で定められた能力等に加え、以下の能力等を身につけることを学修の目標とする。
 - ・豊かな人間性と高い倫理性を備え、生命の尊さを重んじ、新たな医療の創成を 通じて社会に貢献するための基礎的能力【人間性・倫理性】
 - ・国内外の医療現場のニーズをとらえ、医療機器やシステムの社会実装により、 地域や国際社会に貢献できる能力【地域性・国際性】
 - ・医学的基礎知識とものづくりの基礎となる工学的素養を併せ持ち、社会や医療 現場のニーズに対して最も適切な医療機器やシステムを創出する能力【専門 性・創造性】
 - ・社会のニーズを見出し、それに応える方法を考え、実現や普及に向けての問題 を解決し、未来社会を創造できる能力【専門性・創造性】
- 2. 本学科は、学士(医工学)の学位を授与するための卒業の要件を、本学に所定の期間在学し、学部規則に定められた単位を修得して、神戸大学及び本学部の定める学修の目標を達成することとする。
- 3.2 教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)

神戸大学の定める教育課程編成・実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)は次のとおりである。

神戸大学は、本学が定める学位授与に関する方針に基づき、学士課程の編成及び実施の方針を以下のように定める。

- 1. 各学部は、必要な授業科目を開設し、教養科目及び専門科目によって、学士課程を体系的に編成する。
 - ・ 教養科目は、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を 涵養し、本学のすべての学生に共通する学修の目標を達成するための科目 とする。
 - ・ 専門科目は、深い学識と高度な専門技能を培い、本学のすべての学生に共 通する学修の目標および各学部が定める学修の目標を達成するための科 目とする。
- 2. 教養科目は、基盤系、人文系、社会系、自然系、総合系、外国語系、健康・スポーツ科学系からなるものとする。
 - ・ 基盤系の教養科目は、すべての授業科目の基礎となる知識や能力を修得し、 高い倫理性と、知性、理性及び感性の調和した豊かな教養を身につけること を主な学修目標とする。
 - ・ 人文系、社会系、自然系の教養科目は、伝統的な思考や方法を批判的に継承 しつつ、自ら課題を設定し、創造的に解決できる能力を身につけることを主 な学修目標とする。
 - ・総合系の教養科目は、複眼的、批判的、創造的、包括的に思考し判断する能力を身につけることを主な学修目標とする。
 - 外国語系の教養科目は、多様な価値観を尊重し異文化を深く理解する力と、 それを支える優れたコミュニケーション能力を身につけることを主な学修 目標とする。
 - ・健康・スポーツ科学系の教養科目は、創造的な生活様式を獲得し、スポーツ による主体的な健康の維持と体力の増進のための知識や能力を身につける ことを主な学修目標とする。
- 3. 各学部は、授業の実施方法や学修成果の評価の方針を定める。

これらの神戸大学の定める教育課程編成・実施に関する方針を踏まえた上で、本学科は、カリキュラム・ポリシーを以下のとおり設定する。

神戸大学医学部医療創成工学科は、本学部が定める学位授与に関する方針及び神戸大学が定める教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、以下の方針に則り教育課程を編成及び実施する。

- 1. 幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、本学のすべての学生に共通する学修の目標を達成するため、教養科目を開設する。
- 2. 深い学識と高度な専門技能を培い、本学のすべての学生に共通する学修の目標及び各学部が定める学修の目標を達成するため、専門科目を開設する。
 - ・幅広い見識及び医学と工学の基礎的な学識を有し、医療ニーズに則した概念 を創出する能力を身につけることを主な学修目標として、専門基礎科目群 (医学基礎科目、工学基礎科目)及び医療機器学科目群(医療機器学基礎科 目、医療機器学社会実装科目)を開講する。
 - ・社会連携の視野を有し、実現や普及に向けての問題解決能力と未来社会を創造できる能力を身につけることを主な学修目標として、創造性科目群(創造性教育科目)及び卒業研究を開講する。
- 3. 授業は、講義、演習、実験、実習、実技のいずれか(問題解決型学習、体験型学習などを含む)により又はこれらの併用により行う。
- 4. 学修成果の評価は、筆記試験、レポート、参加度、発表内容等により、学修目標に即して多元的、包括的な方法で行う。
- 3.3 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)

神戸大学の定める入学者受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)は次のとおりである。

神戸大学は、世界に開かれた国際都市神戸に立地する大学として、国際的で先端的な研究・教育の拠点になることを目指しています。

これまで人類が築いてきた学問を継承するとともに、不断の努力を傾注して新しい知を創造し、人類社会の発展に貢献しようとする次のような学生を求めています。

●神戸大学の求める学生像

- 1. 進取の気性に富み、人間と自然を愛する学生 〔求める要素: 思考力・判断力・表現力、主体性・協働性、関心・意欲〕
- 2. 旺盛な学習意欲を持ち、新しい課題に積極的に取り組もうとする学生 [求める要素:知識・技能、主体性・協働性、関心・意欲]
- 3. 常に視野を広め、主体的に考える姿勢を持った学生 [求める要素:主体性・協働性、関心・意欲]
- 4. コミュニケーション能力を高め、異なる考え方や文化を尊重する学生 〔求める要素:知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協働性〕
- ●入学者選抜の基本方針

以上のような学生を選抜するために、神戸大学のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・協働性」「関心・意欲」を測るため、多面的・総合的な評価による選抜を実施します。

これらの神戸大学の定める入学者受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)を踏まえた上で、本学科は、アドミッション・ポリシーを以下のとおり設定する。

神戸大学医学部医療創成工学科は、医学的基礎知識とものづくりの基本となる工学的素養を併せ持ち、医療現場で自らニーズ(問題・要望)を見つけてその解決に向けたものづくりができる創造的開発人材の育成を目的として、次のような学生を求めています。

●医学部医療創成工学科の求める学生像

- 1. 生命科学・医学・物理学・工学に興味を持ち、旺盛な好奇心と探求心を持ち学習意欲が旺盛な学生〔求める要素:知識・技能、関心・意欲〕
- 2. 自由な発想と批判的精神を持つ学生〔求める要素:思考力・判断力・表現力〕
- 3. コミュニケーション能力と協調性があり、問題解決においては独創性と指導力を発揮できる学生〔求める要素:思考力・判断力・表現力、主体性・協働性〕
- 4. 国際的に活躍する意欲を持った学生〔求める要素:主体性・協働性、関心・意欲〕

※高等学校等で修得しておいてもらいたい内容

「国語」: 文章を読み解く力、的確に表現する力。

「地歴・公民」: 幅広い視野と総合的な知識、様々な社会現象を分析し捉える力。

「数学」: 数学的思考力、表現力、総合力。

「理科」: 自然科学の総合的理解力、論理的思考力。

「英語」: 外国語の読解力と表現力、外国語によるコミュニケーション能力。

「情報」:情報を科学的に理解する力と活用する力。

●入学者選抜の基本方針

以上のような学生を選抜するために、医学部医療創成工学科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、入学者選抜(一般選抜)において「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・協働性」「関心・意欲」の要素を測ります。

3.4 養成する人材像及び3つのポリシーの各項目との相関及び整合性

本学科の養成する人材像及び3つのポリシーの相関については、**資料1**のカリキュラムツリーに示す。本学科の養成する人材像は、創造的思考と批判的思考の育成、コミュニケーションスキルとインタラクションスキルの育成を通じて、医療機器開発に必要な知識に加え医療機器開発を題材として問題解決に必要な未来思考と基本的な素養を有し、自ら課題を設定し解決策を見出す能力を有する創造的開発人材を養成することである。これらの人材を養成するためには、学科のディプロマ・ポリシーに掲げる、新たな医療の創成を通じて社会に貢献するための基礎的能力、医学的基礎知識とものづくりの基礎となる工学的素養を併せ持ち、社会や医療現場のニーズに対して最も適切な医療機器やシステムを創出する能力、社会のニーズを見出し、それに応える方法を考え、実現や普及に向けての問題を解決し、未来社会を創造できる能力、国内外の医療現場のニーズをとらえ、医療機器やシステムの社会実装により、地域や国際社会に貢献できる能力を養成することが必要となる。

これらの能力を備えるために、本学科のカリキュラムにおいて、カリキュラム・ポリシーの人間性と倫理性・地域性と国際性を養うための「教養科目」及び医療現場のニーズに則した創造力を身につけるとともに、問題解決能力と未来社会を創造できる能力などの専門性と創造性を養うための「専門科目」として学修させることが必要である。

本学科で養成する人材像やディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの能力を身につけさせるためにも、本学科に入学する学生に求める能力として、アドミッション・ポリシーに示す要素を有した学生を獲得することが重要となる。

これら本学科の養成する人材像及び3つのポリシーは、本学科にて必要な素養としていずれも密接に関連しており、特に医療機器開発を題材として問題解決に必要な未来思考と基本的な素養を有し、自ら課題を設定し、その解決策を見出す能力を持つ創造的開発人材には必須の能力であるため、3つのポリシーに従い、体系的な教育課程を提供することとしている。

4 研究対象とする中心的な学問分野(複数可)

本学科において研究対象とする中心的な学問分野を「工学分野」及び「医学分野」として「人間性、創造性、国際性に加え、幅広い知識及び学際的視点を有する人材、特に医療機器開発を題材として問題解決に必要な未来思考と基本的な素養を有し、自ら課題を設定し、その解決策を見出す能力を持つ創造的開発人材を養成する」ことを養成する人材像の目的としている。この人材像を基に、ディプロマ・ポリシーに則り、①豊かな人間性と高い倫理性を備え、生命の尊さを重んじ、新たな医療の創成を通じて社会に貢献するための基礎的能力、②医学的基礎知識とものづくりの基礎となる工学的素養を併せ持ち、社会や医療現場のニーズに対して最も適切な医療機器やシステムを創出する能力、③社会のニーズを見出し、それに応える方法を考え、実現や普及に向けての問題を解決し、未来社会を創造できる能力、そして④国内外の医療現場のニーズをとらえ、医療機器やシステムの社会実装により、地域や国際社会に貢献できる能力をつけるための体系的な教育研究を実施する。

本学科の学問分野は、工学分野と医学分野をそれぞれ独立的に進めるのではなく、双方の専門知識を活用しながら、創造性を併せ持つことで、社会から求められている医療機器開発に必要な臨床ニーズを見出すことが必要となる。本学科では、「医工学」の学位を授与し、本学が掲げる異分野共創型の真の医工融合である教育研究として人材を養成することとしている

5 関連する専攻科や別科との関係

本学科に関連する学科及び専攻との関係は以下のとおりである。

	工学部	医学部医学科	医学部保健学科	大学院医学研究科
				医療創成工学専攻
概要	建築学科、市民	高い倫理観を有	高度で質の高い医療	工学及び医学の基
設 置	工学科、電気電	し高度な専門的	ならびに包括的医療	礎知識を修得し、
の意	子工学科、機械	知識・技術を身に	に対応すべく医療チ	実践経験の中で医
義、	工学科、応用化	つけた医師(医療	ームの中で、リーダー	療機器の開発力を
目的	学科、情報知能	人)、旺盛なる探	シップを発揮しつつ	鍛錬する教育を行
	工学科からな	究心と創造性を	医療目的の達成を支	い、医療機器開発
	り、高度な専門	有する科学者と	えうる優秀なコメデ	を主導することが
	知識と幅広い見	しての視点を持	ィカルスタッフの育	できる創造的開発
	識を持った技術	った医師/医学研	成、保健学の体系化と	人材の育成を目的
	者と研究者の養	究者の育成を目	発展を担う研究者の	とする。
	成を目的とす	的とする。	育成を目的とする。	
	る。			
本学	工学基礎科目教	現場実習、医療機	現場実習、医療機器初	医工融合分野にお
科と	育における協力	器初期開発等で	期開発等での協力関	いて、学部から大
の関	関係、共同研究	の協力関係を構	係を構築	学院に連続する一
係	の実施を予定	築		貫的な教育を提供

2章 学科等の特色

1 学科の特色

本学科は、医学部内に医工融合型の教育組織として設置し、神戸未来医療構想を発端にした本学の未来医工学研究開発センターでのデジタル医工創成学コースや企業への人材育成プログラムなどの実績や経験を最大限活用した教育を展開する。この教育によって医工融合分野において、学部から大学院に連続する一貫的な教育が可能となり、医療機器開発に必要な知識に加え医療機器開発を題材として問題解決に必要な未来思考と基本的な素養を有し、自ら課題を設定し解決策を見出す能力を有する「創造的開発人材」を養成することを目指す。

本学科の主な特徴は以下のとおりである。

(1) 医学部に新学科を設置

医療機器開発の人材を養成するために必要な能力の一つとして、「医学的基礎知識とものづくりの基礎となる工学的素養を併せ持ち、社会や医療現場のニーズに対して最も適切な医療機器やシステムを創出する能力」をディプロマ・ポリシーとして設定している。本学科では、医学部に医工融合型の学科を設置することで、実際の現場での実習を体得しながら、医療従事者・医学部生との人的ネットワークの形成を通じて、医療機器開発の実践を行う際などに協力体制を築き、より医療現場のニーズを踏まえた適切な医療機器やシステムを創出する能力を養成することが可能となるような仕組みを構築している。

(2) 医療機器開発を目指した実践的なカリキュラム

本学科では、ものづくりの基礎となる工学的な素養と医学の基礎知識を併せ持ち医療機器開発の創造的な思考を有する人材を養成するために、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに従い医療機器開発を目指した実践的で体系的な教育課程を編成している。基礎的知識を修得するための専門基礎科目群(医学基礎科目、工学基礎科目)に加え、医療機器開発の初期段階であるアイデアの創出からプロセスの全体像を理解した上で事業に着手するための医療機器学科目群(医療機器学基礎科目及び医療機器学社会実装科目)、創造的な思考を養成するための創造性科目群(創造性教育科目、卒業研究)を開講するなど、医療機器開発に必要な体系的な教育課程を編成している。

また、本学では、本学科の設置に先駆けて令和5年度に医療創成工学専攻を設置し、医療機器開発を主導することができる創造的開発人材の養成を行っており、学部から大学院まで一貫的な医療機器開発に関する基礎から実践までの教育を実施することが可能となる。

本学科の学生は、医療機器開発における全体のプロセスを理解し知識を修得したのち、卒業後の進路として、医療機器メーカーやものづくり企業、官公庁・自治体、規制当局などへの就職を想定している。

(3) 創造性教育科目

本学科の特徴的な科目として「創造性教育科目」を開講する。創造性教育は、どのような環境下でも社会における真のニーズ(問題・要望)を見出しながら、あるべき未来を思考して既存の常識にとらわれない「新たな方法を発想できる力」を養成するとともに、個の中の多様性と組織の多様性のある開発環境を構築することで、集合知により発想した新たな方法の様々な課題を解決し、「社会で実現する力(突破力)」を養成するための教育である。

創造性教育科目では、思考習慣を中心に学修しながらデザイン思考・システム 思考・問題解決アプローチ演習などの創造性を涵養するための様々な手法を用い た入学定員 25 名の少人数である点を活かした教育を提供する。さらに、医療機 器開発に必要な医療機器コンセプト創造学として演習や実習などを創造性教育 に導入することで、医療機器開発の初期段階から複眼的な思考によって既存の常識にとらわれない新たな方法を発想できる力を養成する教育課程を編成している。

(4) 神戸未来医療構想での医療機器開発の現場との連携

本学は、神戸市や産業界とともに内閣府の地方大学・地域産業創生交付金事業の神戸未来医療構想での神戸医療産業都市における、医療機器開発の集積拠点の構築に参画しており、令和元年度に医工学研究拠点として全学センターである「未来医工学研究開発センター」を設置し、医療機器の研究開発や人材養成を行っている。本学では、神戸大学医学部附属病院国際がん医療・研究センターの隣接地に集合知を形成し、臨床医、工学研究者、企業技術者、薬事専門家、学生及び外部からの新たな種が集い交流することのできる研究・教育の拠点を形成することとしており、医療創成工学専攻及び本学科の学生もこの集合知である医療機器開発現場での実践的教育から研究までの取り組みに参画するなど実践的に学修する機会を設定している。

(5) 臨床工学技士の資格取得

医療機器開発には、医学的基礎知識とものづくりの基礎となる工学的素養を併せ持ち、社会や医療現場のニーズに対して最も適切な医療機器やシステムを創出する能力や社会のニーズを見出し、それに応える方法を考え、実現や普及に向けての問題を解決し、未来社会を創造できる能力が必要である。しかしながら、このような人材が医療現場に入るためには、医師の監視のもとに現場に入る許可が必要となる。さらに医療機器を開発するためには、各種医療機器の仕組みや使用方法などを理解しておくことも重要である。臨床工学技士は、実際の医療現場に入るための資格を得ることができ、医療機器を使いこなせるような能力を身につけることができる。従って、医療機器開発における大きなインセンティブとなることが見込まれる。そのため、本学科においては、臨床工学技士法第14条第4号の規定に基づく臨床工学技士の受験資格を取得するための科目を卒業要件外の自由科目として開講することとしている。

2 大学、学部等の特色等

本学は、令和4年度国立大学改革・研究基盤強化推進補助金(国立大学経営改革促進事業)に採択され、大学と社会との間で「知」「人材」「資金」が好循環する経営成長戦略モデルを確立し、「異分野共創研究教育グローバル拠点」として持続的な事業成長を実現することを経営改革ビジョンに掲げており、デジタルバイオ&ライフサイエンスリサーチパークを構想し、世界を先導する「バイオものづくり」「医工学」「健康長寿」「先端膜工学」「社会システムイノベーション」領域を重点領域として設定している。本学科は、本構想の教育での取り組みの「医工学」領域の一部として、令和5年度に設置された医療創成工学専攻とともに医療機器開発におけるイノベーション創出を担う人材を養成するための教育を実施することとされており、本学科及び医療創成工学専攻で養成された人材が医療機器開発企業などに輩出されることで、本学の経営成長戦略モデルの「知」と「人材」の好循環に資することが期待される。

また、本学科は、医学部に設置されることから、医学部医学科や保健学科、医学部附属病院と連携した教育課程の編成が可能となり、実際の現場を経験し、医療従事者と関係を構築することで、医療現場のニーズを踏まえた医療機器開発が可能となる。

3章 学科の名称及び学位の名称

1 学科の名称

本学科の名称においては、単なるものづくりにとどまらず、「医療機器開発に必要な知識に加え医療機器開発を題材として問題解決に必要な未来思考と基本的な素養を有し、自ら課題を設定し解決策を見出す能力を有する創造的開発人材を養成」し、「医療における新たな医療機器を創成する」ための教育を提供することから、学科名称は、令和5年度に設置の医療創成工学専攻と同じ、新しい分野を創るという思いを込め、「創成=はじめてできあがること」という言葉を用いた「医療創成工学」とした。

◇学科の名称

医学部医療創成工学科

(英語名称: School of Medicine, Faculty of Medical Device Engineering)

2 学位に付記する専攻分野の名称

本学科においては、ディプロマ・ポリシーに掲げる、医療機器開発を題材とした問題解決に必要な未来思考と基本的な知識を有し、自ら課題を設定し、問題解決策を見出す能力を持つ創造的開発人材を養成することを目指す。医学的基礎知識とものづくりの基礎となる工学的素養を併せ持ち、社会や医療現場のニーズに対して最も適切な医療機器やシステムの概念を創出する能力などを有した人材を輩出することから、学位に付記する専攻分野名称は、本学科の設置に先行して設置した、医療創成工学専攻と同様の「医工学」とし、関連する学位の分野は工学関係とした。

なお、「学士(医工学)」の学位については、我が国においては初の学位となる。 「医工学」は国内、海外でも広く認知された学位であり、英語表記についてはイギリス のリーズ大学やカーディフ大学等で使用されており、国際通用性のある学位であると考 える。

◇学位の名称

学士 (医工学)

(英語名称: Bachelor of Medical Engineering)

◇関連する学位の分野

工学関係

4章 教育課程の編成の考え方及び特色

1 教育課程の編成の考え方

本学科では、医療機器開発に必要な知識に加え医療機器開発を題材として問題解決に必要な未来思考と基本的な素養を有し、自ら課題を設定し解決策を見出す能力を有する創造的開発人材を養成することを目標としており、本学及び本学科のディプロマ・ポリシーで定める能力を身につけるために、本学及び本学科のカリキュラム・ポリシーに則り体系的な教育課程を編成している。

本学科の教育課程の編成は、本学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、本学科における「人間性・倫理性」、「専門性・創造性」、「地域性・国際性」を身につけるべき能力としており、本学及び本学科のカリキュラム・ポリシーに則り、「教養科目」と「専門科目」を大きな柱として編成する。

本学科においては、**資料2**の履修モデルに示すとおり、本学科のディプロマ・ポリシーに定める創造的開発人材を輩出するために体系的な教育カリキュラムを編成する。

2 科目区分の設定及び科目構成

図表1に本学科の科目区分の設定とその概要を示す。

図表1 科目区分の設定とその概要

技	受業科目	の区分等	概要
	基盤系		すべての授業科目の基礎となる知識や能力を修得し、高い倫理性と、知性、理性及び感性の調和した豊かな教養を身につける ための科目
教養	総合系		伝統的な思考や方法を批判的に継承しつつ、自ら課題を設定 し、創造的に解決できる能力を身につけるための科目
科目	外国語系		多様な価値観を尊重し、異文化を深く理解する力と、優れたコ ミュニケーション能力を身につけるための科目
	健康・ 学系		創造的な生活様式を獲得し、スポーツによる主体的な健康の維持と体力の増進のための知識や能力を身につけるための科目
	専門基礎科目	医学基礎	解剖、病態、臨床技術など基礎的な医学知識を身につけるため の科目群
		工学基礎	数学、物理学、生物学などの工学基礎に加え、機械・応用化学・ 電気電子・情報の専門的能力を身につけるための科目群
専	医療機器学 医療機 基礎 器学科		医療機器に特化した工学の専門的能力を身につけるための演 習を含めた科目群
科目	目	医療機器学	医療機器を社会実装する際に必要となる、法規制、知財、ビジネスプランニングなどの専門知識を身につけるための科目群
	創造性 科目		批判的思考、創造的思考、デザイン思考、システム思考、問題解決法、コミュニケーション法など、学び全般と研究の基礎となる思考習慣を身につけるための科目群、及びそれらを応用して医療機器のコンセプト創造プロセスを体験する演習科目群
	卒業研	 究	研究分野の専門知識を修得するとともに、これらの知識・技術 を用いて未来医学の研究テーマに取り組む

「教養科目」は、本学のすべての学生が履修する共通の科目として大学教育推進機構において開設されているものである。哲学、倫理学、政治学、経済学、価値創造論などからなる「人文系・社会系・総合系科目」、教養とは何か、なぜ外国語を学ぶのか、情報基礎、データサイエンス基礎学からなる「基盤系科目」、英語及び第2外国語からなる「外国語系科目」、健康・スポーツ科学実習基礎からなる「健康・スポーツ科学科目」から構成され、本学科学生はこれらから選択履修することにより「人間性と倫理性」、「創造性」、「地域性と国際性」を身につける。

「専門科目」では、医療創成工学における深い学識を涵養し「専門性と創造性」を学生に身につけさせるために、専門基礎科目群、医療機器学科目群、創造性科目群及び卒業研究に分類し、次の科目区分を設定する。

専門基礎科目群: 幅広い見識及び医学と工学の基礎的な学識を有するための科目 区

分として、「医学基礎科目」、「工学基礎科目」を開設する。

医療機器学科目群:医療ニーズに則した概念を創出する能力を身につけるための科目

区分として「医療機器学基礎科目」、「医療機器学社会実装科目」

を開設する。

創造性科目群: 社会連携の視野を有し、実現や普及に向けての問題解決能力と未来

社会を創造できる能力を身につけさせるための科目区分として、

「創造性教育科目」を開設する。

卒業研究: 研究分野の専門知識を修得するとともに、これらの知識・技術を用

いて研究テーマに取り組むための科目として開設する。

これらの科目を体系的に履修することで、本学科の養成する人材像である「医療機器開発に必要な知識に加え医療機器開発を題材として問題解決に必要な未来思考と基本的な素養を有し、自ら課題を設定し解決策を見出す能力を有する創造的開発人材を養成」することが可能となる。

3 科目区分の科目構成

体系的な教育を実施するため、本学科の専門科目における各科目区分における主な科目構成を以下のとおりとする。

3.1 専門基礎科目群

< 医学基礎科目>

新しい医療機器を創造する過程で必要となる医療現場の理解や、医療従事者とのコミュニケーション能力を身につけるため、解剖、病態、臨床技術など基礎的な医学知識を修得するための科目を開講する。「解剖学」「生化学」「免疫学」「臨床医学総論」「生物統計学」など、医療機器開発に不可欠な医学的知識を修得するための座学、及び実際の臨床現場に入って見学・ヒアリングを行う「臨床実習」などからなる。

<工学基礎科目>

数学、物理学、統計学などの工学基礎に加え、機械系、化学系、電気・情報系等、医療機器開発並びに臨床工学に関連した専門的能力を身につけるための科目を開設する。選択の幅を多くすることにより、学生は自分の修得したい専門領域を重点的に選択履修できるようにし、機械系、化学系、電気・情報系から自由に選択履修することもできる。共通の基盤となる数学、物理学、統計学などの科目、化学系として「物理化学」「高分子化学」など、機械工学系として「基礎力学」「材料力学」「熱力学」「機構学」、電気・情報系として「電気回路論」「信号処理」「計測工学」などを、座学を中心に開講する。

3.2 医療機器学科目群

<医療機器学基礎科目>

医療機器に特化した工学の専門的能力を身につけるための演習を含めた科目群である。計測工学、材料工学、プログラミング、AI などの応用工学についての専門知識、技術を、医療機器を題材として実験実習を含めて学修する。また、既存の各種医療機器についての理解を深めるための科目を設ける。前者として「医療機器プログラム概論」「ロボット工学」「生体計測工学」「バイオマテリアル」「機械学習・深層学習」などを開講する。後者として「医療機器学概論」「医用生物学概論」「画像診断解析学」「再生医療工学」「医用治療器学」「医療リスク学」などを開講する。

<医療機器学社会実装科目>

医療機器を社会実装する際に必要となる、医療機器ならではの法規制、知財、ビジネスプランニングなどの専門知識を身につけるための科目群である。「レギュラトリーサイエンスと臨床研究の倫理」「医療機器の社会実装・ビジネス論」「アントレプレナーシップと医療イノベーションデザイン」などを開講する。

3.3 創造性科目群

<創造性教育科目>

1. 学び全般と研究の基礎となる思考習慣を身につけるための科目群

クリティカルシンキング、ロジカルシンキングなど、物事の本質のとらえ方や問題解決の方法論、チームビルディングやプレゼンテーションなどのコミュニケーションスキル、デザイン思考など創造のための一般的なツールを身につけさせることにより、高度な人材を育成するとともに、その後の専門分野の学修、研究活動においてそれらのスキルを活かしてもらうことを狙う。このための科目として、「創造的思考」「問題探索思考」「問題解決フィールドワーク」「医療機器コンセプト創造学」などの科目を、アクティブラーニング形式を主体に開講する。

2. 医療機器のコンセプト創造プロセスを体験する演習科目群

前項の思考習慣を医療機器の創造プロセスに発展させ、具体的な医療上の課題をテーマとして設定し、それを解決するための医療機器の発案、構想に取り組む。このための科目として「問題探索思考演習(批判的思考)」「創造的ものづくり実習」などを開講する。

3.4 卒業研究

<卒業研究>

学生が選択した研究テーマを追求するために、指導教員から直接指導を受けて、研究活動を実施し、専門的観点から課題を解明する力を実践的に育む。

4 設置の趣旨・学科の特色等を実現するための科目の対応

本学科では、医療機器開発をけん引する未来思考と基本的な素養を有し、自ら課題を設定し解決策を見出す能力を有する創造的開発人材を養成するための体系的な教育を提供し、本学科の特色を実現するための科目として、以下の特徴的な科目区分を提供することとしている。

• 創造性教育科目

医学部の学科である特色を活用し、医療現場実習や課題解決型演習などで実際の医療現場を直接的に体験することにより、臨床現場のニーズを的確に把握することができると共に、医学科生や医師等と積極的に関わることができ、それにより医療機器開発に関わる様々な職種の医療従事者との良好な人間関係を構築できるコミュニケーション能

力と複眼的な思考力を養成する。また、医学基礎科目で学修した臨床現場のニーズを的確に把握した上で、プロトタイプの作製を行い、現場・患者目線の医療機器開発ができる環境を構築し、得られた自らの成果を発信する能力を育成する。

医療機器学社会実装科目

医療機器学社会実装科目においては、実際に開発した医療機器のコンセプトを事業化する際に必要な、医療機器市場や規制・保険行政の状況を調査・分析を行いながら、医療機器開発の初期段階であるアイデアの創出からプロセスの全体像を理解した上で事業に着手できるような複眼的な思考力を養成し、出口を意識した教育を実施する。

5 必修・選択・自由科目の構成

図表 2 に科目区分ごとの必修・選択の別、卒業要件単位数、主要授業科目の数の一覧を示す。

因农工 作百色万二七00亿							
授業科目の区分等			必修・選択の別	卒業要件単 位数	主要授業科 目		
#/+	基盤系		必修	4			
教養	人文系・社会系		選択	8			
段科	総合系		選択	4			
目	外国語系		選択	8			
Н	健康・スポーツ科	学系	選択	$0 \sim 1$			
	専門基礎科目	医学基礎	必修・選択	15 以上			
専		工学基礎	必修・選択	17 以上			
門	医療機器学科目	医療機器学基礎	必修・選択	17 以上	17 科目		
科目	医煤機奋子科目	医療機器学社会実装	必修	4			
	創造性科目 創造性教育		必修	14	全科目		
	卒業研究		必修	10	全科目		
資格取得のための科目			自由	13			

図表2 科目区分ごとの必修・選択の別、卒業要件単位数、主要授業科目の数

- ・「教養科目」は個々の学生の興味や意欲に合わせて、幅広い一般教養知識を身につけるため、できる限り自由な選択履修が望ましい。ただし、本学科が目指す人材育成の観点から、基盤系科目として4科目のみを必修とし、残りをすべて選択とする。これらの教養科目の修得すべき単位数について、それぞれの科目区分に卒業に必要な要件を以下のように定める。「人文系・社会系」(8単位)、「総合系」(4単位)、「外国語系」(8単位)。
- ・「専門基礎科目」は、「医学基礎科目」及び「工学基礎科目」から構成し、医療機器 開発に必要な医学的な基礎科目及び工学的な基礎科目を厳選した科目群である。卒 業に必要な単位数は、医学基礎科目においては15単位以上とし、工学基礎科目にお いては選択の幅を持たせ、17単位以上を修得することとする。
- ・「医療機器学科目」は、「医療機器学基礎科目」及び「医療機器学社会実装科目」から構成し、医療機器学基礎科目は、医療機器開発を行うために必要な医療機器の基礎的素養を身につけることとし、医療機器学社会実装科目は、本学科の学生が備えるべき要件である「医療機器やシステムの社会実装により、地域や国際社会に貢献できる能力」に必須となる科目群である。卒業に必要な単位数は、医療機器学基礎科目は17単位以上とし、医療機器学社会実装科目は全科目(4単位)を必修とする。
- ・「創造性教育科目」は本学科における教育の特色のひとつであり、他科目群の学修の 基盤をなすものであるため、全科目(14単位)を必修とする。
- ・「卒業研究」は学生が選択した研究テーマを追求するために、指導教員から直接指導を受けて、研究活動を実施し、専門的観点から課題を解明する力を実践的に育むための科目であり、10単位必修とする。

・本学科においては、臨床工学技士の受験資格取得のための科目として「資格取得のための科目」を卒業に必要な単位の要件外の科目として設定する。臨床工学技士の受験 資格取得を目指す学生は、本学科の専門科目及び資格取得のための科目を履修する ことで、臨床工学技士の受験資格取得資格が得ることができるように目指す。

6 配当年次の考え方

本学科においては、**資料1**のとおりカリキュラム・ポリシーに従い、体系的な教育を 受講できるように配当年次を設定している。

1年次においては、全学共通科目を履修し、「人間性と倫理性」、「創造性」、「地域性と国際性」を学生に身につけさせるため、すべての学生が履修する共通の科目として、基盤系、人文系・社会系、外国語系を開設する。また専門科目である創造性教育科目を開講し、低年次の段階から本学の養成する人材として必要な創造性を学生に身につけさせるための配当としている。その他の専門科目については、それぞれ基礎となる科目を中心に配当している。なお、医学基礎における臨床実習を1年次に開講し、医療現場に初期の段階で触れさせる。

2年次から3年次にかけて、深い学識を涵養し、「専門性と創造性」を学生に身につけるための専門科目として、医学基礎科目、工学基礎科目、医療機器学基礎科目、創造性教育科目を中心に開講し、幅広い見識及び医学と工学の基礎的な学識を有し、医療ニーズに則した概念を創出する能力を身につけるとともに社会連携の視野を有し、実現や普及に向けての問題解決能力と未来社会を創造できる能力を身につけることができるような配当としている。

4年次においては、医療機器開発の実用化に必須の知識である、医療機器学社会実装 科目を開設するとともに、卒業研究において、これまで身につけた知識や能力を基に、 医療機器開発に関する研究を実施する。

1年次から4年次までの体系的な教育課程を履修することによって、養成する人材像である、医療機器開発に必要な知識に加え医療機器開発を題材として問題解決に必要な未来思考と基本的な素養を有し、自ら課題を設定し解決策を見出す能力を有する創造的開発人材を養成する。

7 単位時間数及び科目の設定単位数の考え方

本学科は、神戸大学医学部規則に従い、授業時間数と単位数の関係を以下のように定めている。

- (1) 講義については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業研究については、卒業論文等をもって 10 単位とする。

8 主要授業科目の設定の考え方

図表2 (再掲) に科目区分ごとの主要授業科目の数の一覧を示す。

本学科は、養成する人材像に必要な能力として非常に重要である創造性科目群である、「創造性教育科目」「卒業研究」の全科目を主要授業科目として設定する。また、医療機器学基礎科目の「医療機器学科目」のうち、学生に身につけてもらいたい知識技術を鑑み、重要な22科目を選定し主要授業科目として設定する。

図表2 科目区分ごとの必修・選択の別、卒業要件単位数、主要授業科目の数(再掲)

授業科目の区分等			必修・選択の別	卒業要件 単位数	主要授業科目
+4/-	基盤系		必修	4	
教養	人文系・社会系		選択	8	
科	総合系		選択	4	
目	外国語系		選択	8	
	健康・スポーツ科	学系	選択	$0 \sim 1$	
	専門基礎科目	医学基礎	必修・選択	15 以上	
専	守门垄诞行日	工学基礎	必修・選択	17 以上	
門	医療機器学科目	医療機器学基礎	必修・選択	17 以上	17 科目
科目	区/原版品子/17日	医療機器学社会実装	必修	4	
	創造性科目 創造性教育		必修	14	全科目
	卒業研究		必修	10	全科目
資格取得のための科目			自由	13	

9 授業科目の授業期間の考え方

本学では基本的にクォーター制 (90 分授業×7.5 コマ)を採っているが、専門科目については部局の判断でセメスター制 (90 分授業×15 コマ)を設定できることとしている。本学科で開講する科目については、1 クォーターでの開講が適当な分量であるものが多いためクォーター制での開講を基本として、一部分量の多い科目については必要に応じ「**学1」「**学2」「**学3」というように連続した授業を設けることで対応する。

5章 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

1 教育方法

本学科の授業の実施においては、本学科の養成する人材像を養成するために重要な科目を「主要授業科目」として設定しており、主要授業科目は基本的に本学科の基幹教員が担当する。主要授業科目以外の授業においては、カリキュラム・ポリシーに応じて、基幹教員、兼担教員及び非常勤講師など適切な教員が担当する。オムニバスでの授業を実施する場合には、担当教員が全体の科目構成を計画した上で、各担当の教員と密に連携を取りながら授業を実施する。

授業の方法は、教育内容に応じて、講義、演習、実験・実習などをいずれかにより又はこれらの併用により行うこととしており、これらの授業は、対面の他、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができるとしている。本学科での多様なメディアを高度に利用したオンライン授業、オンデマンド授業、対面とオンラインのハイブリッド授業を実施する。

本学科は定員 25 名であることから、少人数制の授業が可能であり、理解度や達成状況など学生個人に応じた細かい教育指導が可能となる。

2 履修指導方法

本学科は、医・工並びに医療機器学という広範囲なカリキュラムを有していることから、学生は早期に自ら何を主な専門領域を柱として医療機器開発に臨むべきかを意識して、必要な科目を履修していく必要がある。そのため、入学直後から履修指導を毎年継続的に実施するために、1年次から担任教員制として指導を行う。

3年次からは、卒業研究として、学位論文の作成に関する研究活動を行うため、それ ぞれの学生が指導教員の研究指導の下、教育研究活動を実施する。

3 卒業要件

本学科の卒業要件は、本学科に所定の期間在学し、124 単位を修得することとする。 科目区分ごとの卒業要件については、図表 2 (再掲)のとおりであり、以下のように 設定する。

全学共通授業科目は24単位を修得することする。

専門科目においては、専門基礎科目の医学基礎科目は 15 単位以上とし、工学基礎科目は 17 単位以上とする。医療機器学科目は、医療機器学基礎科目を 17 単位以上とし、医療機器学社会実装科目は必修 4 単位とする。創造性教育科目は 17 単位を必修科目とし、卒業研究は、学位論文の作成に関する研究活動として、卒業論文等をもって学修の成果を評価し 10 単位として設定する。

なお、臨床工学技士の科目は、一部専門科目の中での開講とし、それ以外の科目においては、卒業要件外の科目として単位取得することとする。

図表 2 科目区分ごとの必修・選択の別、卒業要件単位数、主要授業科目の数(再掲)

	授業科目	必修・選択の別	卒業要件単 位数	主要授業科目	
	基盤系		必修	4	
教	人文系・社会系		選択	8	
養科	総合系		選択	4	
目	外国語系		選択	8	
	健康・スポーツ科	学系	選択	$0 \sim 1$	
	専門基礎科目	医学基礎	必修・選択	15 以上	
専	守门圣诞行日	工学基礎	必修・選択	17 以上	
門	医療機器学科目	医療機器学基礎	必修・選択	17 以上	17 科目
科	区原域码于行首	医療機器学社会実装	必修	4	
目	創造性科目 創造性教育		必修	14	全科目
	卒業研究		必修	10	全科目
資格	各取得のための科目		自由	13	

4 履修科目の年間登録上限の設定

履修科目の登録の上限については、神戸大学教学規則第29条第1項に「学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。」としており、本学の医学部規則第6条第1項において、「教学規則第29条第1項の規定に基づく履修科目の登録の上限は、55単位とする。」と、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を55単位として設定している。

5 多様なメディアを利用して授業

本学科では、教育効果や学生の移動の負担を考慮し、多様なメディアを活用した授業を実施する。多様なメディアを活用した授業として、同時双方向型の「オンライン授業」及びオンデマンド型の「オンデマンド授業」を実施する。多様なメディアを活用した授業は、学生のキャンパス間の移動負担や教育効果等を勘案し、教養科目の基盤系科目及び専門科目の基礎系(医学基礎科目、工学基礎科目)で実施する。

オンライン授業は、楠地区と学内のキャンパスをオンラインにて接続し、授業を実施する。実施方法は、教育効果を考慮し、個人がオンラインに参加するのではなく、教室間をオンラインで接続し、面接授業に近い環境で授業を実施することとする。オンライン授業においては、授業中に教員と学生が互いに映像及び音声のやり取りができる環境を用意し、学生の質問の機会を確保するようにして実施する。2拠点の教室間での授業であるため、一方の教室で担当教員が授業を行っている場合は、もう一方の教室には、オンライン授業のネットワークや機器の操作に長けたティーチングアシスタントなどの指導補助者が授業の補助を行うこととしている。

オンデマンド授業は、主にインプットを行う講義において、あらかじめ講義の様子をビデオ等で撮影したものを、期間を設定して受講することとする。オンデマンド授業においては、学内のシステムを用いて、学生が疑問を直ちに提出できる環境を用意し、疑問については講義期間中に適切な時期に回答を行うように配慮し、十分な指導を行える環境の下授業を実施する。また、授業に関する学生の意見交換の機会の確保ができるよう、本学科のディスカッションスペースを開放しいつでも学生が自主的に集まり学修を行える環境を用意する。

6 指導補助者の授業分担

ティーチングアシスタントなどの指導補助者に授業の一部を分担させる場合には、担当教員の授業計画について、情報共有を行ったうえで適切に授業が進行するように指導を行うとともに、授業の役割分担を明確にし、指導補助者がファシリテーターや助言、教育補助業務を行うことで、授業の教育効果を高めることとする。

6章 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる 場合

神戸大学教学規則第27条第2項において、「授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。」と定めている。本学科では、医学、工学、及び医工学の基礎知識と実践的能力を修得するための科目を、2つの地区(楠地区、六甲台・鶴甲地区)にて開講する。本学科の学生は、楠地区にて授業を受けることを基本としているが、教育効果や学生への負担などを考慮し、補講科目など一部の講義棟をオンデマンド講義として提供する。また、令和2年度大学改革推進等補助金(デジタル活用教育高度化事業)で整備した双方向性の議論が可能なハイブリッド対応教室等を利用し、講義だけでなく、医療現場、企業等をオンラインでつなぎ、実験、実習の他に、企業でのグループワークなどインターンシップの一部について教室以外の場所での教育研究を実施する。

7章 編入学定員を設定する場合の具体的計画

本学科では、アドミッション・ポリシーに従い3年次の編入学生受け入れを実施する。編入学定員は、本学科の学生の主となる学問系統である工学分野のうち機械工学分野の既設組織である工学部機械工学科に編入学する学生の近年の実績を見ると、毎年5名以上が合格し志願倍率も非常に高い状況である。また、本学の競合校の入学者数は、近年6~10名程度が入学している状況であることを踏まえ5名として設定し、修業期間は原則として2年とする。主な対象者は、高等専門学校を卒業したものを想定しているが、大学を卒業したものの他、以下のいずれかに該当するもので編入学を志望するものを対象とする。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の 定める基準を満たすものに限る。)を修了した者

1 既修得単位の認定方法

本学科における編入学での既修得単位の認定においては、医学部教授会の代議員会である医療創成工学科会議(以下「学科会議」という。)の議を経て行うこととする。

既修得単位に関しては、**資料3**のとおり編入学者に関する申合せを制定し、教養科目を認定するとともに、専門科目においては、学生が入学する前に大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすこととし、既修得単位の上限については、81単位として設定する。

実際の既修得単位の読替においては、主な対象者は、高等専門学校を卒業したものを 想定しており、本学近隣の高等専門学校のカリキュラムを**資料4**の読替表のとおり読み 替えたところ、62.5 単位の既修得単位の読替を行うことが可能となる。 編入学生が、修業年限内に卒業できるように、**資料5**の編入学者履修モデルのように、 指導教員の研究指導の下、体系的な教育を提供する。

2 履修指導方法、教育上の配慮等

本学科の編入学生に対する履修指導に関しては、3年次から卒業研究として、学位論 文の作成に関する研究活動を行うため、それぞれの学生が指導教員の研究指導の下、教 育研究活動を実施する。

8章 取得可能な資格

本学科では、臨床工学技士法第十四条第四号による国家資格である臨床工学技士の受験資格を取得することを可能とする。本学科の科目として、「臨床工学技士法第十四条第四号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する科目」に基づいた科目を開設することとしており、今後、文部科学省及び厚生労働省等と臨床工学技士の受験資格を取得できることの調整を行う。

9章 入学者選抜の概要

1 求める学生

本学科においては、医療機器開発に必要な知識に加え、医療機器開発を題材として問題解決に必要な未来思考と基本的な素養を有し、自ら課題を設定し、問題解決策を見出す能力を涵養する創造的開発人材を養成するために、以下のような学生を求めることとし、入学者選抜を実施する。

- ・ 生命科学・医学・物理学・工学に興味を持ち、旺盛な好奇心と探求心を持ち学習 意欲が旺盛な学生〔求める要素:知識・技能、関心・意欲〕
- ・ 自由な発想と批判的精神を持つ学生 〔求める要素:思考力・判断力・表現力〕
- ・ コミュニケーション能力と協調性があり、問題解決においては独創性と指導力を 発揮できる学生

〔求める要素:思考力・判断力・表現力、主体性・協働性〕

国際的に活躍する意欲を持った学生

〔求める要素:主体性・協働性、関心・意欲〕

選抜方法

本学科の入学者選抜は、一般入試、第3年次編入学試験により実施する。

1.1 一般入試

- 一般入試は、前期日程のみ実施する。
- 大学入学共通テストの利用教科・科目[5教科8科目]
 - 国語
 - ・ 地歴公民 「地理総合、地理探究」、「歴史総合、日本史探究」、 「歴史総合、世界史探究」、「公共、倫理」、「公共、政治・経済」から1
 - ・数 学 「数 I ・数 A」、「数 II ・数 B ・数 C」
 - ・ 理 科 「物理」、「化学」、「生物」から2
 - ・ 外 国 語 「英」、「独」、「仏」、「中」、「韓」から1
 - 情報I」
- 個別学力検査の実施教科・科目
 - 数 学 「数学(理系)」

- ・理 科 「物理」、「化学」、「生物」から2
- 外国語 「英」
- その他 面接

また、本学科での一般入試においては、募集人員を分割せず、医学系に必要な総合力を求める選抜方式(総合型)と工学系に必要な数学と理科を重視した選抜方式(理数型)の2つの選抜方式でそれぞれの合計点を算出し、そのうち合計点が高い方の成績を用いて選抜する。

個別学力検査では、医療機器開発者及び医療従事者となるにふさわしい適性を見るために面接を実施する。面接の結果によって、医療機器開発者及び医療従事者になる適正に大きく欠けると判断された場合は、筆記試験の得点にかかわらず不合格とする。

1.2 第3年次編入学試験

神戸大学アドミッション・ポリシーが定める神戸大学が求める学生像とともに、本学科の一般入試における求める学生像を踏まえ、これまで培われてきた学修の成果を発揮し、大学における学修・研究に意欲的に取り組む学生を求める。入試科目は多様な専門性を有する人材を求めるため、英語、小論文、口頭試問とし、本学科のカリキュラムに含まれる医学基礎、工学基礎、医療機器学基礎の中から専門的な知識を測る内容については、カリキュラムを考慮して上記入試科目の中に含めることを検討する。

10章 教育研究実施組織等の編成の考え方及び特色

本学科は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるように教育研究実施組織を編成する。

1 教員配置の考え方

本学の教員は、教育、研究その他業務の分野に応じた教員の組織である「学域」に所属する

本学科の教員は、「医学域」及び「工学域」に所属する教員であり、生命・医学系及び工学系を基本の学問領域として、医療機器開発に関連する研究開発などの経験を有する教員を基幹教員として、教育課程の編成その他学科の運営に責任を担い、教育課程における主要授業科目等を担当する。

教員は、本学科の特色である「創造性教育科目」の全科目、「医療機器学基礎科目」のうち医療機器開発に特に重要となる科目及び「卒業研究」において主要授業科目として設定し、本学科の基幹教員が中心として授業科目を担当する。また、教養科目においては、本学大学教育推進機構の協力、専門基礎科目においては、工学部や医学部の専門的内容を熟知している教員の協力、医療機器学社会実装科目においては、実際の起業家や開発者などの協力を得ながら授業を実施することで、専門性や実体験を通した高度な教育を提供することとしている。

なお、基幹教員の学位の取得状況は以下のとおりであり、多くの教員が博士の学位を取得している状況である。

<基幹教員の学位取得状況>

\ \(\frac{1}{2}\)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	113.00000						
学位			博	士			修士	
専攻分野の 名称	医学	医学, 生命医 科学	工学	材料科学	理工学	PhD (薬 理学)	ヘルスケ アマネジ メント修 士 (専門 職)	計
教員数	5人	1人	5人	1人	1人	1人	1人	15 人

2 教員の年齢構成

本学科の基幹教員 15 人の内訳は、教授が8人、准教授が4人、講師が2人、助教が1人である。この年齢構成は、完成年度(令和10年度)の3月31日時点で、30歳代が2人、40歳代が1人、50歳代が6人、60歳代が6人となっており、職位、年齢構成のバランスの観点から、教育研究の水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障のない構成となっている。

本学の教員の定年については、**資料6**の「国立大学法人神戸大学職員就業規則」第66条において、満65歳と規定しており、基幹教員のうち1人が、学年進行中に定年退職を迎えることになるが、当該教員においては、本学科における中心的な人物であり、教育研究の継続性の観点から、**資料7**の「国立大学法人神戸大学特命職員就業規則」第4条第5項の規定に基づき、当該教員の定年後から完成年度までの2年間も特命教員として引き続き在職し、完成年度までの教育研究の遂行に支障を生じさせないこととしている。

なお、今後、退職者等が出た場合は、後任となる教員を速やかに補充するが、その際には、若手教員等の積極的な採用により、適切な年齢構成による教育研究体制を維持する。

3 教員及び事務職員相互の組織的な連携体制

本学には、庶務、会計、施設、学生の支援等に関する事務を処理するため、事務局を 置き、事務局に総務部、企画部、研究推進部、財務部、学務部、施設部及び情報推進課 を置いている。また、各学部等にもそれぞれ事務部を置いている。

本学科の事務については、医学部事務部において本学科の運営及び人事、庶務、福利 厚生、財務、施設並びに学生の教務や厚生補導などの学生支援等を行う組織を編制して おり、教員及び事務職員の相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確 保している。

前述の学務部に置かれる学務課及び学生生活課が運営する学生センターでは、経済 上、健康上など安定した中での学問研究や課外活動などの学生生活が送れるよう、全学 の学生に共通する生活条件の改善や環境整備、課外活動、学生寮の運営、更には奨学 金、授業料の免除等の修学援助業務を一元的に取り扱うとともに、学生生活における 様々な学生相談に応じるなど、学生生活全般にわたる指導助言及び支援を行うほか、内 容によっては更に適切な相談窓口を紹介している。

本学のキャリア・就職支援業務を行うキャリアセンターでは、CDA(キャリア・ディブロップメント・アトブルブイザー)資格を有する専門的知識が豊富な「キャリアアドバイザー」を配置し、進路や就職に関する個別相談を行っており、学生や職員の心身に関する専門的業務を行う「保健管理センター」(インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター)では、諸種の健康診断や再検査・精密検査、日常の救急処置、健康相談(「からだの健康相談」、「こころの健康相談」)、保健指導及び健康教育などを行っている。

11章 研究の実施についての考え方、体制、取組

1. 研究の実施についての考え方、実施体制

本学は、令和3年4月に神戸大学ビジョン『「知と人を創る異分野共創研究教育グローバル拠点」を目指して』を策定し、研究においては、独自性を重視し、知的活動や創造力によって真理を探究する基礎科学研究、あるいは、地域社会と共創した応用科学研究を遂行する。国際性と先進性のある神戸という地域に根差し、世界を見据えた本学に対する社会の期待に応えるべく、産業界、自治体等と共創し世界を牽引する開かれた卓越研究拠点を構築して、先端研究で優れた知とイノベーションを創出し、それらを社会に還元することにより SDGs が掲げる地球的諸課題の解決を目指す。さらに、多元化・複雑化・流動化するポストコロナ時代の社会構造や学術動向にも対応し得る適応力とし

なやかで強靭な継続的成長を促す持続力の強化により、研究力を高めレジリエンスのあるイノベーションエコシステムを構築することを目標として掲げている。

これらの目標を達成するため、本学戦略企画室(研究戦略企画部門)による研究の基本的戦略の立案の下、大学全体の学術研究を推進する学術研究推進機構の下に置く学術研究推進室、SDGs 推進室、先端的異分野共創研究推進室等により、研究及び研究者支援を実施している。

<学術研究推進室>

本学戦略企画室が策定する神戸大学における学術研究の基本戦略に基づき、具体的戦略の策定、研究活動の支援及び研究資金の獲得等に関する業務を行うことを目的としている。

<SDGs 推進室>

新学術領域の開拓、文理融合等における成果を活かした SDGs の達成を目指す取組みを推進し、地域や産業界と SDGs の理念を共有しながら連携し、その取組みを発信している。

<先端的異分野共創研究推進室>

先進的かつ世界最高水準の異分野共創型研究を推進するため、本学のフラッグシップ研究となり得る異分野共創研究を、先端的異分野共創研究プロジェクト(先端的プロジェクト)として重点支援を行っている。

< 異分野共創研究企画·創出委員会>

学内の各研究者の研究シーズ等研究内容を基に異分野共創研究のマッチングを行い本学のフラッグシップ研究の候補となり得る異分野共創研究ユニット(研究ユニット)の創出及び育成に取り組んでいる。

本学科では、医療機器開発を推進できる人材育成の方針に基づき、本学医学研究科ならびに附属病院における医療現場から真のニーズを探索・評価し、このニーズに基づいた医療機器のプロトタイプ作製を実施することを基本的な研究プロセスとして考えている。このような研究を実施するためには、医学系教員、工学系教員、そして医療機器開発の実務経験を有する教員がチームを作り、研究を実施するとともに学生の研究指導にあたる。医学系教員及び工学系教員は基幹教員として学科に配置され、従来の1教員1研究室のような蛸壺型の研究組織ではなく、医療現場ニーズに応じた医工融合型のチームとした研究ユニットを形成する。また、実務経験を有する教員は、企業よりクロスアポイントメント教員を配置し、最終的な医療機器としての承認及び認可の観点も含めて実用化の視点を重視した研究計画・実施となるようにサポートする体制とする。

具体的な研究実施場所は、本学医学部楠地区に、グループディスカッション及びプロトタイピング可能なスペースを準備中であり(令和6年度に完成予定)、工学的な生体材料合成・加工・評価、並びにセンサの加工など、医学部のキャンパスでは遂行が困難な実験に関しては、本学工学部(六甲台)の施設を利用することで研究を推進する。また、ポートアイランドに建設中の国際がん医療・研究センター(ICCRC)棟は、基本的に医療創成工学専攻の大学院生の研究と産学連携の拠点として使用する予定であるが、必要に応じてこちらの施設も利用することで効果的かつ迅速な研究遂行を実施できるようにする。

2. 研究活動をサポートする技術職員や URA の配置状況

本学では、研究活動をサポートする技術職員を 213 人、URA を 8 人配置している。 URA の最も基本的な役割は、部局の協力を得ながら、以下の 3 点を推進することである。

- 研究大学強化促進事業の中間評価に向けた指標改善
- ・中長期的に効力を発揮する研究力強化の仕組み作り

・神戸大学全体の研究戦略の策定支援・実行

12章 施設、設備等の整備計画

1 校地、運動場の整備計画

本学科の教育・研究を支える校地は、本学の楠地区である。楠地区には、医学部医学科、医学研究科及び医学部附属病院が設置されており、本学科の実施するカリキュラムにおいて、医療現場のニーズをとらえる教育・研究の実施や臨床現場での実習など、医工融合型の教育を実施するためのキャンパスとしては最適である。

本学科は、福利厚生施設を移転した後の旧福利課外施設を改修し、その2階フロアを本学科の教育実施の場として活用する。2階フロアは、ディスカッションスペースを設けるとともに、1階フロアにおいて、コモンルームを設け、学生間の交流や学生と教職員の交流及び学生の休息その他の利用のための場所を確保している。

また、新設した福利厚生施設においては、体育館その他のスポーツ施設を設けるとともに、講堂や課外施設など厚生指導施設を適切に設置している。運動場については、土地の制約の関係から設置できていないが、1年次生は教養科目を六甲台・鶴甲地区にて実施することとしており、鶴甲地区に設置されている運動場にて健康・スポーツ科学系科目を履修することが可能である。

2 校舎等施設の整備計画

教室については、1学年の学生定員25名を収容できる大講義室(2室)、専門科目を開講するための講義室、演習等を行うためのディスカッションスペース、実験を行う工房等を楠地区の新設施設の中で、学生の動線に十分配慮しながら確保・整備する。

教員の研究室についても、楠地区の新設施設の中で教員団としてまとまりを形成できる位置に確保し、ディスカッションスペースを近接させて、教員と学生のコミュニケーションがスムーズに図られるよう整備する。

3 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学には、総合・国際文化学図書館、社会科学系図書館、自然科学系図書館、人文科学図書館、人間科学図書館、経済経営研究所図書館、医学分館、保健科学図書室及び海事科学分館を有しており、概ね平日8時45分から20時まで利用可能となっている。蔵書している図書は3,768,728冊で、本学科がある楠地区内の医学分館には157,551冊を有しており、必要な時に随時貸出可能としている。

また、電子ジャーナル、データベースを整備し、本学の構成員であれば学内ネットワークに接続されたパソコンなどから利用することができる。さらに、自宅などの学外からも利用できるサービスも提供している。

以上のように、必要な施設・設備は整備されており、今後も必要に応じて整備・拡充する。

13章 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画

本学科の授業は、楠地区(神戸市中央区)を主として教育研究を行い、六甲台・鶴甲地区(神戸市灘区)においても教育研究を実施する。

本学科を担当する基幹教員 15 名のうち、12 名は楠地区、3名は六甲台・鶴甲地区を教育研究活動の拠点としている。楠地区から六甲台・鶴甲地区間の移動は、公共交通機関を利用して1時間程度、車を利用して40 分程度の距離がある。

六甲台・鶴甲地区は、1年次の教養科目、2年次の専門基礎科目の一部の授業が実施される。学生の移動への負担を配慮し、1年次の間は、月曜日から木曜日までを六甲台・鶴甲地区にて授業を受講する。1年次の金曜日及び2年次以降の授業においては、楠地区を中心として、六甲台・鶴甲地区においても授業を行うが、遠隔授業やオンデマンド授業などのメディアを活用した授業の実施、同日中にキャンパス間の移動が生じないような時間割とするなど学生の負担が生じないような工夫を行うこととしている。

これにより、学生の授業科目履修上大きな支障は生じないと考えるが、不測の事態に対しても臨機応変に対応できるように個別に対応を行う。

14章 管理運営

本学科の管理運営については、原則として毎月1回開催される医学部教授会の代議員会である医学部医療創成工学科会議において審議を行う。審議事項は以下のとおりである。

- ・学生の入学及び課程の修了に関する事項
- ・学位の授与に関する事項
- ・学生の懲戒に関する事項
- ・学科長の候補者の選考に関する事項
- ・教育課程の編成に関する事項
- ・規則等の制定又は改廃に関する事項
- ・学生の退学、休学、除籍その他学生の身分に関する事項
- ・授業及び試験に関する事項
- ・学生の厚生補導に関する事項
- ・ 年次計画に関する事項
- ・予算に関する事項 等

また、医療創成本学科会議の下に基幹教員で構成する医学部医療創成工学科運営委員会(以下「運営委員会」という)を設置し、「教育課程の編成に関する事項」、「授業及び試験に関する事項」、「その他、学生に関する事項」などについて重点的に審議を行う。

本学では医工融合分野をはじめとする重点分野に人的資源を戦略的に配分し、新たな学術領域を持続的に創出するための仕組みとして、教員組織と教育研究組織を分離している。教員は教員組織である「学域」に所属し、教育研究組織である学部/学科に主配置もしくは配置される。そして、教員の人事に係る事項は学科会議や運営委員会とは別に設けられた「学域会議」において審議される。本学科には医学域及び工学域に所属する教員が参画しており、各学域に所属している教員、もしくは新たに所属する予定である教員に係る審議は、医学域会議及び工学域会議においてそれぞれ行う。

15章 自己点検・評価

本学の教育研究水準の向上を図り、大学としての社会的使命を果たすため、**資料8**の「神戸大学における内部質保証の基本的な考え方」、**資料9**の「神戸大学内部質保証指針」を制定し、指針に基づいて全学及び各部局等の教育・研究、社会貢献、組織・運営、施設・整備等の活動状況について点検・評価を実施している。

点検・評価は、透明性と公正性を確保しつつ実施するものとする。すなわち、各部局等の長は、点検・評価を行うに当たり、その方針、方法、分野等について、各教職員に対して十分な情報を開示しなければならない。

組織点検・評価に当たっては、自己点検・評価とともに外部評価(ピア・レビュー等)を必ず実施するものとしており、点検・評価は、可能な限り客観性や妥当性を担保できる証拠に基づいて実施することとしている。

本学における点検・評価は、以下の単位で実施している。

- (1)国立大学法人神戸大学教員活動評価実施規程及び国立大学法人神戸大学年俸制 適用教員活動評価実施規程(以下「教員活動評価実施規程等」という。)に基づ く教員個人の教育研究活動等の点検・評価(「教員活動評価」)
- (2)教育課程ごとの「教育課程点検・評価」
- (3)部局(教養教育を担当する大学教育推進機構以外の学内共同利用施設等の組織に係る自己点検・評価の対象となる組織を除く。)ごとの「組織点検・評価」
- (4)教育分野の対象ごとの「対象別点検・評価」
- (5)神戸大学評価委員会(以下「評価委員会」という。)による前号までの各点検・ 評価に対する点検・評価(「メタ点検・評価」)
- (6)評価委員会による大学の「総括的点検・評価」

また, 教員以外の職員の点検・評価についても, 個人及び組織の単位で, 各部局等において実施している。

内部質保証における全学的な責任体制は中核となる委員会を国立大学法人神戸大学教育研究評議会(以下「評議会」という。)とし、総括責任者を学長、自己点検・評価の責任者を評価担当理事、改善・向上活動の責任者を内部質保証の各分野の対象の担当理事としている。評価委員会は、各部局、各分野の点検・評価のメタ点検・評価を行い、評議会に報告を行う。評議会は、評価委員会の報告を踏まえて、その点検・評価が妥当なものかどうかの確認等を行う。

また、自己点検・評価に係る根拠資料の収集・蓄積に当たっては、神戸大学情報データベース (Kobe University Information Database: KUID) を活用し、点検・評価の作業自体が過剰な負担とならないように、合理的かつ効率的な仕組みの下で実施している。

国立大学法人評価、認証評価、大学の総括的点検・評価、及び各部局等による点検・評価に関する情報は原則として大学 Web サイトにおいて内外に公表している。

16章 情報の公表

1 大学としての情報提供

本学は、世界トップクラスの国際的な教育研究拠点を目指している。このことを踏まえ、また、国内外から優秀な学生を受け入れるとともに国民や社会の負託に応えるべく、原則として、すべての教育情報を公表することとしている。

具体的な公表項目の内容や Web サイト URL は以下のとおりである。

- ア 教育課程内の取組について
- イ 教育課程外の取組について
- ウ 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- エ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 に関すること
- オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- コ その他
- 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報
- 学則等各種規程
 - http://www.office.kobe-u.ac.jp/plan-rules/
- ・ 学部等の設置に関する情報(設置認可申請書、設置届出書等) http://www.kobe-u.ac.jp/info/public-info/establish/index.html
- 設置計画履行状況等報告書
- ・ 大学評価について(自己点検・評価報告書、認証評価の結果等) http://www.kobe-u.ac.jp/info/project/evaluation/index.html
- ① 大学の中長期計画と評価
- ② 大学の教育研究上の目的に関すること
- ③ 教育研究上の基本組織に関すること
- ④ 教員に関すること
- ⑤ 学生に関すること
- ⑥ 教育課程、成績評価基準、卒業・修了認定基準に関すること
- (7) 学生の教育研究環境に関すること
- ⑧ 学生納付金に関すること
- ⑨ 学生支援に関すること
- ⑩ 国際交流・留学に関すること
- ⑪ 学生生活に関すること
 - (①~⑪)を掲載している URL:

http://www.kobe-u.ac.jp/campuslife/edu/education_info/index.html 迎その他

• 神戸大学規則集

http://www.office.kobe-u.ac.jp/plan-rules/

・学部等の設置に係る情報

http://www.kobe-u.ac.jp/info/public-info/establish/index.html

・大学評価について

http://www.kobe-u.ac.jp/info/project/evaluation/index.html

2 学科としての情報提供

本学科の教育研究活動等は、大学及び本学科の Web サイトにおいて公表するとともに、自己点検や外部評価による評価結果についても公表する。

さらに、学科の特色等の情報を記載したパンフレット作成や説明会開催など、積極的な情報提供を行う。

- 教育研究上の基本組織に関すること
- 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- ・ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業 又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に 関すること
- ・ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- ・ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- ・ その他(教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則等 各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・ 評価報告書、認証評価の結果等)

https://www.med.kobe-u.ac.jp/mde/faculty/index.html

17章 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

1 全学的な取組

神戸大学では、「教育憲章」及び「学位授与に関する方針」に掲げた教育目標を達成し、教育の質の更なる向上を図るため、「神戸大学の教育推進に関する FD ガイドライン」を策定し、組織的な FD 取組を実施・推進している。

FD 取組を実施する全学的な組織としては、大学教育推進機構の下に「全学評価・FD 委員会」を設置している。全学評価・FD 委員会は各学部や研究科をはじめ、全学の関係者で構成され、大学教育に係る全学的な取組の評価に関すること、全学的な FD の推進に関すること、その他評価及び FD に関すること等を審議するとともに、年度ごとに FD の重点課題を定めて全学的な FD 推進を図っている。

【具体的な取組例】

- ・ 全学及び各部局で実施する FD やピアレビュー (授業参観) をとりまとめた「FD カレンダー」を作成、全学へ情報提供
- ピアレビュー(授業参観)や各種アンケートの調査結果等から教育力及び教育成果を検討し、授業及び研究指導の内容・方法の改善のための研修や講演会等を実施
- ・ 新規採用教員に対し、本学のビジョン・歴史、構成員としての倫理・使命、教育 実践・学生支援のための基礎的知識・技術等を身につけるための研修を実施

また、事務職員等の能力を向上させること、業務遂行に必要な知識・技術・技能を修得・発展させることを目的として各種のSD取組を実施している。

【具体的な SD 取組例】

- ・ 幹部職員セミナーを実施(毎年度、テーマを設定)
- ・ 海外学修プログラムのための FD・SD セミナーを実施

2 医療創成工学科の取組

本学科では、全学的なFD活動を踏まえ、運営委員会において学部内のFD活動についての企画・立案・実施を行う予定である。

まず、学生、教員及び第三者による授業評価、教員相互のピアレビュー (授業参観)を行い、授業内容・実施方法の改善など、教育の質の向上及び学生支援の充実に図る。卒業要件には、主領域科目単位、副領域科目単位の修得を課しているため、各領域間で並列開講授業を実施する場合、科目間で履修者数に大きな偏りが生じる可能性がある。そのため、並列開講科目間の履修状況を調べ、著しい偏りがみられる場合、受講可能人数の拡大や時間割の調整を行う。また、指導補助者においては、授業等の開始前に綿密な打合せを行い、授業実施のための計画を行い、適切に指導・助言を行うこととしている。また、授業終了後においても、次回の授業に向けた打合せ等において軌道修正や指導補助を行うよう徹底する。

【具体的な取組例】

本学科においては、アクティブラーニングの導入と実践の指針に基づき、教員間におけるアクティブラーニング実践能力の向上を図り、ピアレビューを通じて授業実施上の課題点に早期に取り組む。

18章 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

本学は、学内外の関係機関等と連携し、学生及び卒業生のキャリア形成、就職活動及 びボランティア・社会貢献活動の支援を行い、人材育成力の向上に資することを目的と した「神戸大学キャリアセンター」を設置し、学内のキャリア支援体制をネットワーク 型で全学的に展開している。

このネットワークでは、各部局の就職委員会、各同窓会並びに大学生協、六甲台就職相談センター、学生団体、東京オフィス(キャリアセンター東京分室)、国際教育総合センター、学術・産業イノベーション創造本部等の自発的な活動と連携を取り、様々な情報の発信や相互の行事告知の協力などを行うとともに、各就職支援組織による意見交換会や情報共有を定期的に行いながら、他大学にはない独自の全学的キャリア・就職支援活動を行っている。

就職支援のみならず、「社会の中での自分の役割」や「職業や市民生活を通して社会に貢献する意味」を考えさせる教育にまで踏み込んでいるのが、キャリアセンターの独自性であり、現代社会のニーズに応え得る「人間性豊かな指導的人材」を輩出するために必要な取組である。

キャリアセンターにおける支援としては、全学年を対象とした総合教養科目(キャリア科目)「職業と学びーキャリアデザインを考えるA・B」(社会で活躍する本学卒業生によるリレー講義)の開講や、キャリア・デベロップメント・アドバイザー(CDA)資格を持つアドバイザーが個別の進路・就職相談で指導・助言を行い、学生の主体的なキャリア選択をサポートしている。また、CDA 勉強会を定期的に開催し、キャリア支援の均質化や質の向上を推進しており、学生の社会的・職業的自立に資する体制を整備している。

本学科においても、運営委員会においてインターンシップや就職支援を企画・立案・ 実施を行い、教員による学生のキャリア支援(キャリアガイダンス等)を企画し、実施 する。

設置の趣旨等を記載した書類

資料目次

資料1	医療創成工学科カリキュラムツリー	2
資料2	医療創成工学科履修モデル	3
資料3	医学部医療創成工学科における編入学者に関する申合せ	6
資料4	編入学既修得単位読替表	7
資料5	医療創成工学科編入学者履修モデル	8
資料6	国立大学法人神戸大学職員就業規則	9
資料 7	国立大学法人神戸大学特命職員就業規則	19
資料8	神戸大学における内部質保証の基本的な考え方	33
資料9	神戸大学内部質保証指針	36

資料1 医療創成工学科カリキュラムツリー

神戸大学 医学部 医療創成工学科(仮称)

人 医療機器開発を題材として問題解決に必要な未来思考と基本的な素養を有し、自ら課題を設定し、その解決策を見出す能力 材 を持つ創造的開発人材

DP1【人間性·倫理性】

D

Р

P

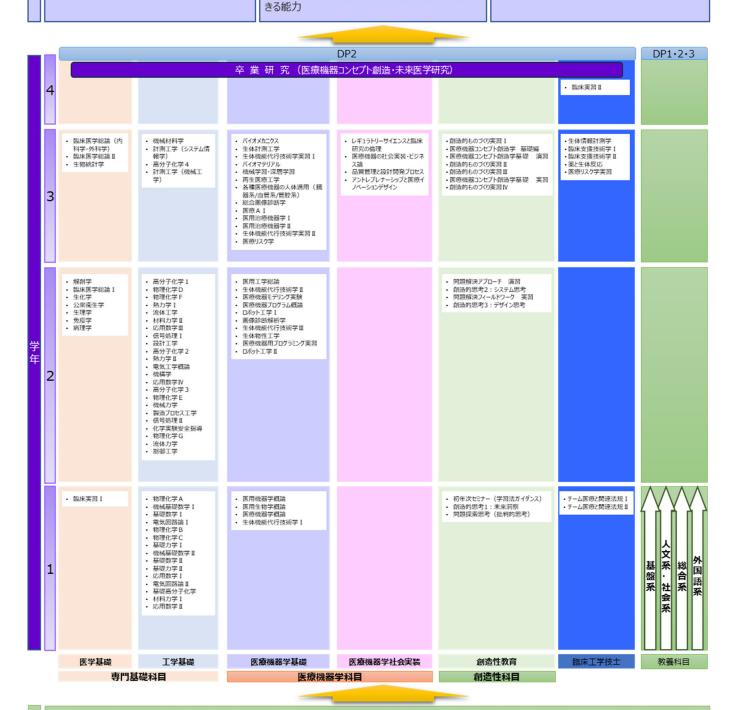
豊かな人間性と高い倫理性を備え、生命の尊さを重んじ、新たな医療の創成を通じて社会に 貢献するための基礎的能力

DP2【専門性·創造性】

医学的基礎知識を有し、ものづくりの基礎となる工学的素養を併せ持ち、社会や医療現場のニーズに対して最も適切な医療機器やシステムを創出する能力社会の要望を見出し、それに応える方法を考え、実現や普及に向けての問題を解決し、未来社会を創造で

DP3【地域性·国際性】

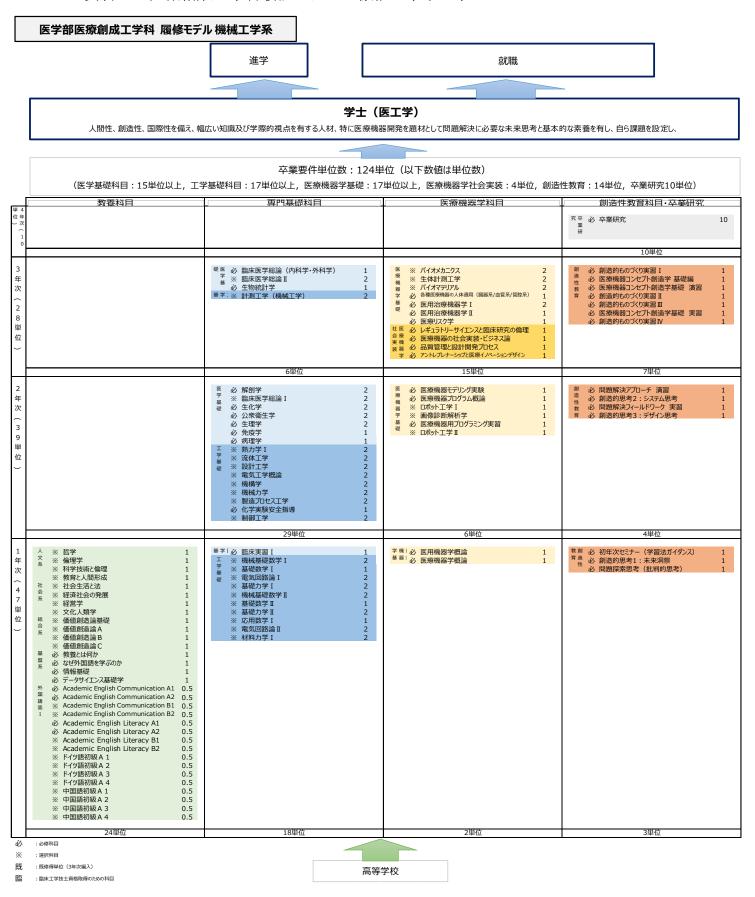
国内外の医療現場のニーズをとらえ、医療機器やシステムの社会実装により、地域や国際社会に貢献できる能力



生命科学・医学・物理学・工学に興味を持ち、旺盛な好奇心と探求心を持ち学習意欲が旺盛な学生(求める要素:知識・技能、関心・意欲)
 自由な発想と批判的精神を持つ学生(求める要素:思考力・判断力・表現力)

3.コミュニケーション能力と協調性があり、問題解決においては独創性と指導力を発揮できる学生(求める要素:思考力・判断力・表現力,主体性・協働性)
4.国際的に活躍する意欲を持った学生(求める要素:主体性・協働性,関心・意欲)

資料2 医療創成工学科履修モデル 機械工学系の学生



医療創成工学科履修モデル 医用材料系の学生 医学部医療創成工学科 履修モデル 医用材料系 進学 就職 学士(医工学) 人間性、創造性、国際性を備え、幅広い知識及び学際的視点を有する人材、特に医療機器開発を題材として問題解決に必要な未来思考と基本的な素養を有し、自ら課題を設定し、 卒業要件単位数:124単位(以下数値は単位数) (医学基礎科目:15単位以上,工学基礎科目:17単位以上,医療機器学基礎:17単位以上,医療機器学社会実装:4単位,創造性教育:14単位,卒業研究10単位) 教春科日 専門基礎科目 医療機器学科目 創造性教育科目·卒業研究 必 卒業研究 10 ※ バイオメカニクス※ 生体計測工学※ バイオペラリアル※ 機械学習・深層※ 再生医療工学 必 創造的ものづくり実習 I 必 医療機器コンセプト創造学基礎編 必 医療機器コンセプト創造学基礎 演習 必 創造的ものづくり実習 II 必 創造的ものづくり実習 II 必 創造的ものづくり実習 II ※ 2 を感覚をなる。 慶 医 必 臨床医学総論 (内科学・外科学) 学 ※ 臨床医学総論 Ⅱ 墨 必 作物統計学 年 基工 ※ 礎学 ※ 生物統計学 計測工学(システム情報学) 高分子化学 4 次 株械学習・深層学習 再生医療工学 各種医療機器の人体適用(異器系/血管系/管腔系) 総合画像診断学 医療機器コンセプト創造学基礎 実習 創造的ものづくり実習IV 3 4 医療 A I 医用治療機器学 I 必 医用治療機器学Ⅱ 5 単 位 必解剖学 ※ 医生化学 医生化学 医生化学 必 生免理学 必 免病理学 ※ 物理化学 ※ 熱力和力學 ※ 材料力力學 ※ ※ 標子 基医 ※ 医用工学総論 破 極 必 医療機器モデリング実験 器 必 医療機器プログラム概論 学 必 医療機器用プログラミング実習 必 問題解決アプローチ 演習 必 創造的思考2:システム思考 必 問題解決フィールドワーク 実習 必 創造的思考3:デザイン思考 次 単 1.5 1.5 2 2 2 位 信号処理 I 高分子化学 2 高分子化学 3 化学実験安全指導 1.5 1.5 25単位 5単位 4単位 基 字 必 臨床実習 I ** 物理化学 A 基 機械基礎数学 I * ** 機械基礎数学 I ** 基礎数学 II ** 基礎数学 II ** 本価数学 I ^{建器 医 必 医用機器学概論 学频 ※ 医用生物学概論 必 医療機器学概論} 哲学 教創 必 初年次セミナー(ナロルス)) 育造 性 必 創造的思考1:未来洞察 必 問題探索思考(批判的思考) 必 初年次セミナー (学習法ガイダンス) 倫理学 科学技術と倫理 教育と人間形成 1.5 2 1.5 1.5 社会生活と法 経済社会の発展 経営学 文化人類学 応用数学 I

価値創造論基礎 基礎高分子化学 価値創造論 A 価値創造論 B 材料力学
応用数学 価値創造論C 必必 教養とは何か なぜ外国語を学ぶのか情報基礎 データサイエンス基礎学 必 Academic English Communication
Academic English Communication
Academic English Communication
Academic English Communication
O.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 Academic English Communication Academic English Literacy A1 Academic English Literacy A2 Academic English Literacy B1 Academic English Literacy B2 ドイツ語初級 A 1 ドイツ語初級 A 2 ドイツ語初級 A 3 0.5 0.5 0.5 0.5

必 : 必修科目

単

· 位

※ :選択科目
既 :既修得単位(3年次編入)

: 既修得申位 (3年次編人) に : 臨床工学技士資格取得のための科目

ドイツ語初級 A 4 中国語初級 A 1 中国語初級 A 2

中国語初級A3

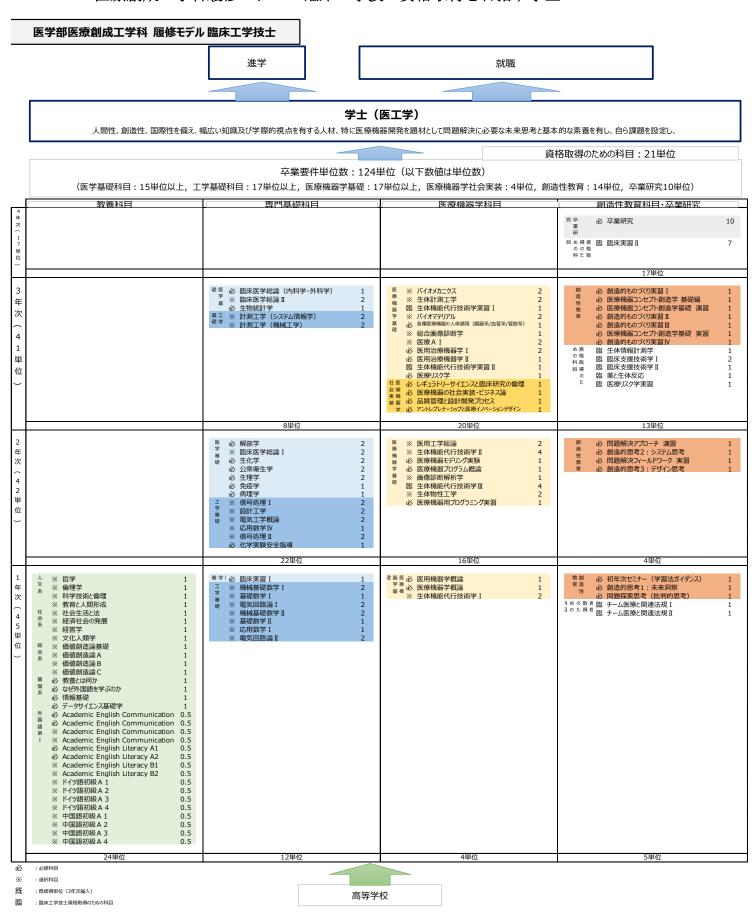
※ 中国語初級 A 4

0.5

0.5

高等学校

医療創成工学科履修モデル 臨床工学技士資格取得を目指す学生



資料3 医学部医療創成工学科における編入学者に関する申合せ

(令和6年2月15日 医工融合型新学科設置準備室会議 決定)

(趣旨)

神戸大学教学規則第 37 条の規定により、医学部医療創成工学科における編入学者に関して次のとおり定める。

(修業年限)

編入学者の修業年限は,2年とする。

(在学年限)

編入学者は、4年を超えて在学することはできない。

(休学期間)

編入学者の休学期間は通算して3年を超えることはできない。なお,休学期間は,在 学年限に算入しない。

(既修得単位認定)

編入学者の既修得単位の認定については、81 単位を限度として認定する。なお、授業 科目区分ごとの内訳は次のとおりとする。

	科目区分	認定単位数		
教養科目	基盤系科目	4 単位を認定		
	人文系・社会系科目	8単位を認定		
	総合系科目	4 単位を認定		
	外国語系科目	8単位を認定		
	健康・スポーツ科学系科目	1単位を限度として認定		
専門科目		56 単位を限度として認定		

- 2 専門科目の認定においては、授業要目やシラバス等で授業内容を確認し、時間数・ 単位数に留意のうえ、単位認定を行う。
- 3 高等専門学校の授業科目については、原則として4年生及び5年生の科目を認定対象とする。

(履修制限)

編入学者は、教養科目を履修することはできない。

附則

この申合せは、2025年4月1日から施行し、2027年度編入学者から適用する。

資料4 編入学既修得単位読替表

医工創成工学科カリキュラム読替表

高等専門学校科目読替

授業科目の区分等		必要修得 単位数	授業科目名		当年次 1·2年	単位	科目名	単位 数	年次	既修得 単位数	
	基盤系		4	4単位を修得したものとしてみなす			4単位を修得したものとしてみなす		4		
教養科目	人文 系・社 会系・ 総合系	人文 系·社 会系	8	8単位を修得したものとしてみなす				8単位を修得したものとしてみなす		8	
		総合系	4	4単位を修得したものとしてみなす				4単位を修得したものとしてみなす			4
	外国語		4	4単位を修得したものとしてみなす			4単位を修得したものとしてみなす		4		
	系	外国語 第2	4	4単位を修得したものとしてみなす				4単位を修得したものとしてみなす			4
専	専門基	工学基	17以上	機械基礎数学 I	1	1	2	応用物理A	1	4年	2
門	礎科目	礎						応用物理B	1	4年	0
科				電気回路論 I	1	12	2	機械工学実験 Ⅱ A	1	4年	2
目								計測工学	1	5年	0
				物理化学 B	1	2	1.5	熱力学Ⅱ	1	5年	1.5
								伝熱工学	1	5年	0
				基礎力学 I	1	2	2	機械力学	2	4年	2
				機械基礎数学Ⅱ	1	2	2	応用数学B	2	4年	2
				応用数学 I	1	3	1	応用数学A	2	4年	1
				材料力学 I	1	4	2	材料力学Ⅱ	2	4年	2
				熱力学 I	2	1	2	熱力学 I	2	4年	2
				流体工学	2	1	2	流体力学 I	2	4年	2
				材料力学Ⅱ	2	1	2	材料力学Ⅲ	2	5年	2
				設計工学	2	12	2	設計工学Ⅱ	1	4年	2
				熱力学Ⅱ	2	2	2	熱管理	2	5年	2
				電気工学概論	2	2	2	電気電子工学 I	1	4年	2
				機械力学	2	3	2	工業力学Ⅱ	2	4年	2
				製造プロセス工学	2	3	2	工作実習IVA	1	4年	2
								工作実習IVB	1	4年	0
				流体力学	2	4	2	流体力学Ⅱ	2	5年	2
				制御工学	2	4	2	自動制御	2	5年	2
	医療機 器学科		17以上	医療機器プログラム概論	2	3	1	プログラミング応用	2	4年	1
	目	礎		ロボット工学 I	2	3	1	ロボット工学	2	5年	1
				医療機器用プログラミン グ実習	2	4	1	プログラミング応用	2	4年	1
				ロボット工学 II	2	4	1	ロボット工学	2	5年	1
	創造性 科目	創造性 教育	14	初年次セミナー(学習 法ガイダンス)	1	1)	1	Co+work IIIA	1	4年	1
				問題解決アプローチ 演習	2	1	1	Co+work Ⅲ B	1	4年	1

資料 5 医療創成工学科編入学者履修モデル

医学部医療創成工学科 履修モデル 3年次編入 進学 就職 学士(医工学) 人間性、創造性、国際性を備え、幅広い知識及び学際的視点を有する人材、特に医療機器開発を題材として問題解決に必要な未来思考と基本的な素養を有し、自ら課題を設定し、その解 決策を見出す能力を持つ創造的開発人材を養成 卒業要件単位数:124単位(以下数値は単位数) (医学基礎科目:15単位以上,工学基礎科目:17単位以上,医療機器学基礎:17単位以上,医療機器学社会実装:4単位,創造性教育:14単位,卒業研究10単位) 教養科目 専門基礎科目 医療機器学科目 創造性教育科目·卒業研究 ^{卒業} 必 卒業研究 研究 10単位 3 必 臨床実習 I 必 医用機器学概論 必 創造的思考1:未来洞察 玍 必 解剖学 ※ 医用生物学概論 必 問題探索思考 (批判的思考) 次 ※ 臨床医学総論 I 必 医療機器学概論 必 創造的思考2:システム思考 必 生化学 2 必 医療機器モデリング実験 必 問題解決フィールドワーク 実習 5 必 公衆衛生学 2 ※ バイオメカニクス 必 創造的思考3:デザイン思考 1 必 生理学 2 ※ 生体計測丁学 必 創造的ものづくり実習 I 必 免疫学 ※ バイオマテリアル 必 医療機器コンセプト創造学 基礎編 必 各種医療機器の人体適用 (臓器系/血管系/管腔系) 5 必 病理学 必 医療機器コンセプト創造学基礎 演習 必 医用治療機器学 I 必 臨床医学総論 (内科学·外科学) 必 創造的ものづくり実習 Ⅱ 必 創造的ものづくり実習Ⅲ ※ 臨床医学総論Ⅱ 2 必 医用治療機器学Ⅱ 位 必 生物統計学 必 医療機器コンセプト創造学基礎 実習 必 医療リスク学 必 レギュラトリーサイエンスと臨床研究の倫理 ※ 物理化学 A 1.5 必 創造的ものづくり実習 IV ※ 基礎数学 I 1 必 化学実験安全指導

10

会 E 必 レギュラトリーサイエンスと臨床研究の 実療 機 必 レギュラトリーサイエンスと臨床研究の 接機 機 必 医療機器の社会実装・ゼジネス論 学 必 品質管理と設計開発プロセス 社 必 アントレブルナーシップと医療イノバーションデ 必 アントレブレナーシップと医療イノベーションデザイン 20.5単位 19単位
 教創
 既
 初年次セミナー(学習法ガイダンス)

 育造
 性
 既
 問題解決アプローチ
 演習
 既 機械基礎数学 I 既 医療機器プログラム概論 振 Dボット工学 I 医療機器用力に 基 既 ロボット工学 II 既 電気回路論 I 2 得 既 物理化学B 1.5 既 医療機器用プログラミング実習 以下の単位を修得したもの 既 基礎力学 I 2 6 としてみなす 既 機械基礎数学Ⅱ 2 既 応用数学 I 2 基盤系:4単位 人文・社会系:8単位 既 材料力学 I 総合系:4単位 既 熱力学 I 5 外国語系:8単位 単 既 流体工学 既 材料力学Ⅱ 位 既 設計工学 既 熱力学Ⅱ 既 電気工学概論 既 機械力学 既 製造プロセス工学 既 流体力学 2 既 制御工学 32.5単位 4単位 2単位

必 : 必修科目 ж. : 選択科目 大学·高等専門学校 : 臨床工学技士資格取得のための科目

資料 6 国立大学法人神戸大学職員就業規則

(平成16年4月1日制定)

 改正
 平成 16 年 11 月 18 日
 平成 18 年 3 月 28 日
 平成 19 年 3 月 20 日

 平成 20 年 3 月 18 日
 平成 21 年 3 月 31 日
 平成 21 年 3 月 31 日

 平成 22 年 3 月 23 日
 平成 25 年 3 月 27 日
 平成 26 年 3 月 26 日

 平成 26 年 11 月 28 日
 平成 27 年 3 月 23 日
 平成 28 年 9 月 21 日

 平成 29 年 3 月 21 日
 平成 29 年 9 月 26 日
 平成 29 年 9 月 26 日

 平成 29 年 9 月 29 日
 平成 31 年 3 月 29 日
 令和 2 年 3 月 24 日

 令和 3 年 3 月 30 日
 令和 5 年 3 月 28 日

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 採用(第4条-第9条)
- 第3章 服務(第10条-第21条)
- 第4章 労働時間,休日,休暇等(第22条-第29条の3)
- 第5章 給与(第30条)
- 第6章 昇任,降任及び評価
 - 第1節 昇任及び降任(第31条・第32条)
 - 第2節 評価(第33条)
- 第7章 人事
 - 第1節 異動(第34条-第36条)
 - 第2節 出張(第37条)
 - 第3節 研修(第38条)
 - 第4節 休職及び復職(第39条-第42条)
- 第8章 安全, 衛生及び災害補償
 - 第1節 安全及び衛生(第43条-第49条)
 - 第2節 災害補償(第50条・第51条)
- 第9章 女性(第52条-第55条)
- 第 10 章 福利厚生(第 56 条)
- 第11章 賞罰(第57条-第64条)
- 第12章 退職,解雇及び退職手当
 - 第1節 退職及び解雇(第65条-第72条)
 - 第2節 退職手当(第73条)

附則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この就業規則(以下「規則」という。)は、国立大学法人神戸大学(以下「大学」という。)の教育研究機関としての特性及び社会的役割をふまえて、大学に勤務する職員の労働条件、服務規律その他の就業に関して必要な事項を定める。
- 2 この規則に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の関係法令の定めるところによる。

(適用範囲)

- 第2条 この規則は、大学に勤務する職員に適用する。ただし、準正規職員、非常勤職員、船員法(昭和 22年法律第100号)に規定する船員、第67条の規定により再雇用する職員、クロスアポイントメント 制の適用を受ける職員並びに特命職員及び特定有期雇用医療職員を除く。
- 2 前項ただし書に該当する職員の就業等に関する事項については、別に定める。 (規則の遵守)
- 第3条 大学及び職員は、この規則を遵守し、その誠実な履行に努めなければならない。 第2章 採用

(採用)

- 第4条 職員の採用は、試験又は選考による。
- 2 職員の採用手続等について必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員採用、降任、解雇等に関する規程(以下「採用等規程」という。)の定めるところによる。 (提出書類)
- 第5条 職員に採用された者は、採用等規程に定める書類を速やかに提出しなければならない。
- 2 提出した書類の記載事項に変更があった場合は、その都度速やかに届け出なければならない。 (労働条件の明示)

- 第6条 大学は、職員の採用に際し、次に掲げる労働条件を明示する。
 - (1) 労働契約の契約期間に関する事項
 - (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
 - (3) 始業及び終業の時刻,所定労働時間を超える労働の有無,休憩時間,休日休暇並びに労働者を2組以上に分けて働かせる場合における就業時転換に関する事項
 - (4) 給与の決定、計算及び支払いの方法、給与の締切及び支払いの時期並びに昇給に関する事項
 - (5) 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)
 - (6) 退職手当に関する事項
 - (7) 期末・勤勉手当に関する事項
 - (8) 安全・衛生に関する事項
 - (9) 研修に関する事項
 - (10) 災害補償に関する事項
 - (11) 賞罰に関する事項
 - (12) 休職に関する事項
- 2 前項第1号から第5号までに掲げる事項(昇給に関する事項を除く。)については、これを記載した文書を交付するものとする。

(計任)

第7条 職員は、採用後直ちに赴任しなければならない。ただし、住居の移転を伴う等やむを得ない事由があり、大学の承認を得たときは、この限りでない。

(試用期間)

- 第8条 職員として採用された者については、採用の日から6月間を試用期間とする。ただし、附属小学校、中等教育学校及び特別支援学校の教諭については、その期間を1年間とする。
- 2 大学が必要と認めた場合は、試用期間を6月以内の期間で延長することがある。
- 3 試用期間中に職員として必要な適格性を欠くと認められた者は、解雇する。
- 4 第68条から第70条までの規定は、前項の規定に基づいて解雇する場合に、これを適用する。
- 5 試用期間は、勤続年数に通算する。

(試用期間を設けない特例)

- 第9条 大学は、特に適格性の判断を必要としないと認められる職員については、試用期間を設けない。
- 2 前項の規定に基づき試用期間を設けない職員の範囲については,採用等規程の定めるところによる。 第3章 服務

(一般原則)

第10条 職員は、職務上の責任を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、大学の秩序の維持 に努めなければならない。

(職務専念義務)

第11条 職員は、勤務中、その職務に専念しなければならない。

(職場規律)

第12条 職員は、上司の業務上の命令、指示に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を 遂行しなければならない。

(遵守事項)

- 第13条 職員は、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 職務の内外を問わず、大学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしないこと。
 - (2) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
 - (3) 許可なく、前号の秘密を利用して競業的行為を行わないこと。
 - (4) その職務や地位を私的目的のために用いないこと。
 - (5) 大学の敷地及び施設内(以下「学内」という。)で、喧騒その他の秩序・風紀を乱す行為をしないこと。
 - (6) 所定の場所以外で喫煙しないこと。
 - (7) 大学の設備,物品等を私的に利用しないこと。
 - (8) 許可なく,学内で業務外の放送,宣伝,集会並びに文書図画の配布,回覧及び掲示をしないこと。
 - (9) 許可なく、学内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品等の売買を行わないこと。
 - (10) その他前各号に準じる行為をしないこと。

(公職の候補者への立候補)

- 第14条 職員は、国会議員、地方公共団体の長、地方公共団体の議会の議員その他の公職(以下この条及 び次条において「公職」という。)に立候補するときは、あらかじめその旨を届出なければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、公職の候補者への立候補については別に定めるところによる。 (公民権行使の保障)
- 第14条の2 大学は、職員が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を 執行するために、次の各号に掲げる事由により必要な期間を請求したときは、これを保障する。ただ し、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがないときは、請求された時刻を変更することがある。

- (1) 職員が公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)に規定する選挙権のほか,最高裁判所の裁判官の国 民審査及び普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の投票に係る権利等を行使するとき。
- (2) 職員が裁判員,証人,鑑定人,参考人等として国会,裁判所,地方公共団体の議会その他官公署 へ出頭するとき。
- (3) 公職への立候補に伴い公職選挙法に定める選挙運動の期間(立候補の届出のあった日から当該選挙の期日の前日まで)に選挙運動を行うとき。
- 2 前項第3号の規定により、勤務を行わない期間については、給与を支給しない。
- 3 前2項に定めるもののほか、公民権行使の保障については別に定めるところによる。 (入構禁止又は退去)
- 第15条 大学は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、学内への入構を禁止し、又は 学外への退去を命じることがある。
 - (1) 職場の風紀秩序を乱し、又はそのおそれのある場合
 - (2) 火器, 凶器等の危険物を所持している場合
 - (3) 公衆衛生上有害と認められる場合
 - (4) その他前各号に準じる就業に不都合と認められる場合
- 2 前項の規定により入構を禁止したとき、又は所定の終業時刻の前に退去を命じたときは、そのとき以降は欠勤とし、給与を減額する。

(自宅待機)

第16条 大学は、職員を就業させることが不適当と認める場合においては、自宅待機を命じることがある。この場合、給与の減額は行わない。

(職員の倫理)

第17条 職員の倫理について,遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項は,国立大学法人神戸大学職員倫理規程の定めるところによる。

(ハラスメントの禁止)

- 第18条 職員は、相手の意に反する言動等を行うことにより、相手が職務及び学業を行う上で利益又は 不利益を与え、就労、就学、教育及び研究のための環境を悪化させてはならない。
- 2 ハラスメントの防止及び禁止に関する事項は、国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程の定めるところによる。

(兼業の制限)

- 第19条 職員は、大学の許可を受けなければ、兼業を行ってはならない。
- 2 職員の兼業について必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員兼業規程の定めるところによる。 (損害賠償)
- 第20条 大学は、職員が故意又は重大な過失によって大学に損害を与えた場合においては、その損害の 全部又は一部を賠償させるものとする。

(知的財産の取扱い)

第 21 条 知的財産について必要な事項は、国立大学法人神戸大学知的財産取扱規程の定めるところによる。

第4章 労働時間,休日,休暇等

(所定労働時間)

第22条 1日の所定労働時間は8時間とし、休憩時間は45分間とする。

(始業及び終業の時刻等)

- 第23条 始業時刻,終業時刻及び休憩時間は,次のとおりとする。
 - (1) 始業時刻 午前 8 時 30 分
 - (2) 終業時刻 午後5時15分
 - (3) 休憩時間 午後0時15分から午後1時まで
- 2 業務上の必要がある場合及び育児又は介護を行う職員から申請があった場合には、前項の規定にかかわらず、1日の労働時間が8時間を超えない範囲内で始業時刻、終業時刻及び休憩時間を変更することがある
- 3 休憩時間は、これを一斉に付与する。ただし、業務の性質上、一斉付与が適当でない部署においては、労使協定の定めにより交替で休憩時間を付与する。 (交替制)
- 第24条 大学は、業務上の必要がある場合には、交替制の勤務をとることがある。この場合の始業時刻、終業時刻及び休憩時間は国立大学法人神戸大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程(以下「労働時間等規程」という。)の定めるところによる。 (休日)
- 第25条 休日は次のとおりとする。ただし、第28条第2項の規定による育児短時間勤務をする職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、休日を設けることができる。
 - (1) 日曜日
 - (2) 土曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

- (4) 12月29日から翌年1月3日までの日(前3号に定める休日を除く。)
- (5) その他大学が指定する日
- 2 業務の都合により大学が必要と認めた場合は、あらかじめ前項の休日を他の日に振り替えることがある。
- 3 労基法第35条の規定による休日(以下「法定休日」という。)は,第1項第1号の休日とする。ただし,前条並びに労働時間等規程第4条,第5条及び第6条の規定の適用を受ける職員の法定休日は,別に定める。

(休暇の種類)

第26条 休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

(労働時間、休日、休暇等)

第27条 前5条に定めるもののほか、労働時間、休日、休暇等について必要な事項は労働時間等規程の 定めるところによる。

(育児休業等)

- 第28条 満3歳に満たない子の養育を必要とする職員は、その申し出により、育児休業を取得すること ができる。
- 2 満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育を必要とする職員は、その申し出により、その職を占めたまま職員が希望する日及び時間帯において勤務すること(以下「育児短時間勤務」という。)ができる。
- 3 前項のほか,満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育を必要とする職員は, その申し出により,1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないこと(以下「育児時間」という。) ができる。
- 4 育児休業及び育児短時間勤務並びに育児時間の対象者,期間及び取得手続等については,国立大学法人神戸大学職員の育児休業等に関する規程の定めるところによる。 (介護休業等)
- 第29条 家族に介護を必要とする者がいる職員は、その申し出により、介護休業、介護部分休業又は介護時間(以下「介護休業等」という。)を取得することができる。
- 2 介護休業等の対象者,期間及び取得手続等については,国立大学法人神戸大学職員の介護休業等に関する規程の定めるところによる。

(自己啓発等休業)

- 第29条の2 職員としての在職期間が2年以上である職員が自己啓発及び国際協力の機会を得ることを 目的として、自発的に大学等における修学又は国際貢献活動のための休業(以下「自己啓発等休業」と いう。)を申請した場合において、業務の遂行に支障がないと認めるときは、自己啓発等休業を取得す ることができる。
- 2 自己啓発等休業の対象者,期間及び取得手続等については,国立大学法人神戸大学職員の自己啓発等 休業に関する規程の定めるところによる。

(配偶者同行休業)

- 第29条の3 職員が外国での勤務等の事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業(以下「配偶者同行休業」という。)を申請した場合において、業務の遂行に支障がないと認めるときは、配偶者同行休業を取得することができる。
- 2 配偶者同行休業の対象者,期間及び取得手続等については,国立大学法人神戸大学職員の配偶者同行 休業に関する規程の定めるところによる。

第5章 給与

(給与)

- 第30条 職員の給与について必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員給与規程、国立大学法人神戸大学年俸制適用職員給与規程、国立大学法人神戸大学年俸制適用教員(退職手当支給型)給与規程及び国立大学法人神戸大学政策研究職員年俸制給与規程の定めるところによる。
- 2 大学教員(教授, 准教授, 専任講師, 助教, 助手, 特任教授, 特任准教授, 特任講師及び特任助教をいう。以下同じ。)については, 国立大学法人神戸大学年俸制適用教員(退職手当支給型)給与規程を適用する。ただし, 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成15年法律第40号)により派遣される者については適用しない。

第6章 昇任,降任及び評価

第1節 昇任及び降任

(昇任)

- 第31条 職員の昇任は、選考による。
- 2 昇任について必要な事項は、採用等規程の定めるところによる。

(降任)

- 第32条 大学は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、降任させることがある。
 - (1) 勤務成績が不良なとき
 - (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき
 - (3) 職員として必要な適格性を欠くとき

- (4) 職員が降任を申し出たとき
- 2 大学教員を降任させる場合は、学域会議又は教員人事委員会の議を経て当該教員に通知する。
- 3 前項の通知を受けた教員は、降任がその意に反する場合は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)に審査を求めることができる。
- 4 大学教員以外の職員は、降任の決定がその意に反する場合は、学長に不服申し立てを行うことができる。
- 5 降任についてその他の必要な事項は、採用等規程の定めるところによる。

第2節 評価

(勤務評定)

- 第33条 大学は、職員の勤務成績について、評定を実施する。
- 2 大学教員の勤務評定について必要な事項は、国立大学法人神戸大学教員活動評価実施規程及び国立大 学法人神戸大学年俸制適用教員活動評価実施規程の定めるところによる。
- 3 事務系職員(事務職員及び技術職員(施設系技術職員に限る。)をいう。)の勤務評定について必要な事項は、国立大学法人神戸大学事務系職員人事評価実施規程の定めるところによる。

第7章 人事

第1節 異動

(配置換・出向)

- 第34条 大学は,業務上の都合により配置換又は出向(以下この条において「異動」という。)を命じる ことがある。
- 2 異動を命じられた職員は、正当な理由がない限りこれを拒むことができない。
- 3 大学教員を異動させる場合は、学域会議又は教員人事委員会の議を経て当該教員に通知する。
- 4 前項の通知を受けた教員は、異動がその意に反する場合は、評議会に審査を求めることができる。
- 5 異動を命じられた職員は、保管中の備品、書類その他すべての物品を返還するとともに、後任者に対する業務の引継ぎを完了し、所属長にその旨を報告しなければならない。
- 6 異動を命じられた場合は、第7条の規定を準用する。
- 7 出向中は休職とする。
- 8 出向についてその他の必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員出向規程の定めるところによる。 (転籍)
- 第35条 大学は、業務上の都合により、職員の同意を得た上で、転籍を命じることがある。 (兼務)
- 第36条 大学は、業務上の都合により、兼務を命じることがある。
- 2 兼務について必要な事項は、採用等規程の定めるところによる。

第2節 出張

(出張)

- 第37条 大学は、業務上必要があると認められる場合には、出張を命じる。
- 2 職員は、出張を終えたときは、速やかに上司に報告しなければならない。 第3節 研修

(研修)

- 第38条 大学は、業務に関する必要な知識及び技能の向上を図るため、職員に研修を命じることができる。
- 2 研修について必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員研修規程の定めるところによる。

第4節 休職及び復職

(休職)

- 第39条 大学は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、休職にする。
 - (1) 私傷病により、病気休暇の期間が引き続き90日を超え、なお療養を要する場合
 - (2) 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障を来す場合
 - (3) 水難,火災その他の災害により,生死不明又は所在不明となった場合
 - (4) 第34条第7項の場合
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが適当と認められる場合
- 2 試用期間中の職員には、前項の規定を適用しない。

(休職の期間)

- 第40条 前条第1項第1号及び第3号の事由による休職の期間は、大学が必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内において定める。この場合において、休職の期間が3年に満たないときは、休職を開始した日から3年を超えない範囲でこれを延長することができる。
- 2 前条第1項第2号に掲げる事由による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。ただし、その係属期間が2年を超えるときは、2年とする。

(復職)

第41条 大学は、休職の期間が満了した場合又は休職期間が満了するまでに休職事由が消滅した場合においては、復職を命じる。ただし、第39条第1項第1号の休職については、職員が休職期間の満了までに復職を願い出て、医師及び大学が休職事由が消滅したと認めた場合に限り、復職を命じる。

2 前項の復職においては、原則として原職に復帰させる。ただし、心身の条件その他を考慮し、他の職務に就かせることがある。

(休職に関し必要な事項)

第42条 前3条に定めるもののほか、休職についてその他の必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員 休職規程の定めるところによる。

第8章 安全,衛生及び災害補償

第1節 安全及び衛生

(安全及び衛生の確保に関する措置)

- 第43条 大学は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の関係法令に基づき、職員の健康増進 と危険防止のために必要な安全及び衛生の確保に関する措置を講じるものとする。
- 2 職員は、大学の講じる前項の措置に協力しなければならない。

(安全及び衛生教育)

第44条 職員は,大学が行う安全及び衛生に関する教育及び訓練を受けなければならない。

(非常災害時の措置)

第45条 職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知った場合においては、緊急の措置をとるとともに直ちに上司に連絡して、その指示に従い、被害を最小限にとどめるように努力しなければならない。

(安全及び衛生に関する遵守事項)

- 第46条 職員は、次の事項を守らなくてはならない。
 - (1) 常に職場の整理,整頓,清潔に努め,災害防止と衛生の向上に努めること。
 - (2) 許可なく,安全衛生装置,消火設備,衛生設備その他危険防止のための設備を移動させたり,関連施設に立ち入らないこと。
 - (3) 安全及び衛生について、上司の命令、指示を守り、これを実行すること。 (健康診断)
- 第47条 大学は、毎年定期に、職員の健康診断を行わなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、必要に応じて、全部又は一部の職員に対し、臨時に健康診断を行うことがある。
- 3 職員は、前2項の健康診断を受けなければならない。ただし、医師による健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、この限りでない。
- 4 大学は、健康診断の結果に基づいて必要と認める場合においては、職員に就業の禁止、労働時間の制限等、当該職員の健康保持に必要な措置を講ずるものとする。
- 5 職員は、正当な理由がなく前項の措置を拒んではならない。

(就業の禁止)

- 第48条 大学は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その就業を禁止する。
 - (1) 病毒伝播のおそれのある伝染性の疾病にかかった者
 - (2) 心臓, 腎臓, 肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれがあるものにかかった者
 - (3) 前各号に準じる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者
- 2 大学は、前項の規定により、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、産業医その他専門の医師の意見を聴かなければならない。

(安全及び衛生に関し必要な事項)

第49条 この節に定めるもののほか,職員の安全衛生管理についてその他の必要な事項は,国立大学法 人神戸大学安全衛生管理規程の定めるところによる。

第2節 災害補償

(業務上の災害)

- 第50条 職員の業務上の災害については、労基法及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)の定めるところにより、同法の各補償給付を受けるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、大学が行う補償については別に定めるところによる。 (通勤途上の災害)
- 第51条 職員の通勤途上における災害については、労災保険法に定めるところにより、同法の各給付を 受けるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、大学が行う給付については別に定めるところによる。

第9章 女性

(妊産婦である職員の就業制限等)

- 第52条 大学は、妊娠中の職員及び産後1年を経過しない職員(以下「妊産婦である職員」という。) を、妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせないものとする。
- 2 妊産婦である職員が請求した場合には、午後10時から午前5時までの間における勤務、又は所定労働時間外の勤務をさせないものとする。

(妊産婦である職員の健康診査)

第53条 大学は、妊産婦である職員が請求した場合には、その者が母子保健法(昭和40年法律第141号) 第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるために勤務しないことを承 認する。 (奸産婦である職員の業務軽減等)

- 第54条 大学は、妊産婦である職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務 に就かせなければならない。
- 2 妊娠中の職員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務をしないことを承認することができる。
- 3 妊娠中の職員が請求した場合において、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、所定の労働時間の初め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲で勤務しないことを承認しなければならない。

(生理日の就業が著しく困難な職員に対する措置)

第55条 大学は、生理日の就業が著しく困難な職員が請求した場合においては、その者を生理日に勤務 させないものとする。

第10章 福利厚生

(宿舎の利用)

第56条 職員の宿舎の利用については、国立大学法人神戸大学宿舎管理規程(平成16年4月1日制定)の 定めるところによる。

第11章 賞罰

(表彰)

- 第57条 大学は、職員が大学の業務に関し、特に功労があって他の模範とするに足りると認めるときは、表彰する。
- 2 表彰に関し必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員表彰規程の定めるところによる。 (懲戒)
- 第58条 大学は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、懲戒処分を行う。
 - (1) 業務上の命令,指示に従わない場合
 - (2) 正当な理由なく、しばしば欠勤、遅刻、早退するなど勤務を怠った場合
 - (3) 窃盗,横領,傷害等の刑法犯に該当する行為及び飲酒運転等の道路交通法に違反する行為があった場合
 - (4) 許可なく兼業を行った場合
 - (5) 大学の名誉又は信用を傷つけた場合
 - (6) 素行不良で学内の秩序又は風紀を乱した場合
 - (7) 経歴を詐称した場合
 - (8) 故意又は重大な過失によって大学に損害を与えた場合
 - (9) ハラスメントと認められる行為があった場合
 - (10) その他この規則に違反した場合,又は前各号に準じる不都合な行為があった場合
- 2 大学教員の懲戒処分については、評議会の審査を経て行うものとする。ただし、学域長、基盤域長又は部局長(以下「部局長等」という。)を兼務する者が、部局長等の職務に関連して懲戒処分を受ける場合には、この限りでない。
- 3 大学教員以外の職員の懲戒処分については、国立大学法人神戸大学職員懲戒規程(以下「懲戒規程」という。)第8条に規定する神戸大学職員懲戒委員会の審査を経て行うものとする。 (懲戒処分の種類等)
- 第59条 職員の懲戒処分は、その程度に応じ、以下の区分に従って行う。
 - (1) 譴責 始末書を提出させて、将来を戒める。
 - (2) 減給 始末書を提出させるほか、給与を減額する。ただし、減給は、1回の額が平均給与の1日分の半額を超え、総額が1給与支払期における給与の総額の10分の1を超えないものとする。
 - (3) 停職 6月以内を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
 - (4) 諭旨解雇 退職願の提出を勧告する。勧告した日の翌日から1週間以内に退職願を提出しない場合は、懲戒解雇する。
 - (5) 懲戒解雇 予告期間を設けないで即時に解雇する。この場合,第73条に規定する退職手当は支給しない。
- 2 懲戒処分を行う場合においては、処分を行うまでの間、職員の出勤を停止し、自宅待機を命じること がある。この場合、給与の減額は行わない。
- 3 第69条の規定は,第1項第4号及び第5号に基づき懲戒解雇を行う場合において,これを準用する。 (審査の事由の告知)
- 第60条 懲戒処分の審査を行う場合においては、事前に職員に審査の事由を記載した文書を交付する。 (弁明の請求)
- 第61条 職員は、前条に規定する文書の交付を受けた日の翌日から起算して14日以内に弁明の請求を行うことができる。

(懲戒に関し必要な事項)

第62条 前4条に定めるもののほか、懲戒の手続等について必要な事項は、懲戒規程の定めるところによる。

(訓告等)

- 第63条 大学は、第59条に規定する懲戒処分を行わない場合においても、服務を厳正にし、規律を保持するために必要と認められる場合においては、職員に対し、訓告又は厳重注意を行うことがある。 (損害賠償と懲戒処分等)
- 第64条 職員は,第59条又は前条の規定に基づき懲戒処分等を受けた場合においても,第20条の規定に基づく損害賠償を免れないものとする。

第12章 退職,解雇及び退職手当

第1節 退職及び解雇

(退職)

- 第65条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、退職とする。
 - (1) 定年に達したとき
 - (2) 退職を願い出て、大学から承認されたとき又は退職願を提出して14日を経過したとき
 - (3) 大学が退職を勧奨し、承諾したとき。
 - (4) 削除
 - (5) 職員が,国立大学法人神戸大学職員の早期退職募集に関する規程の定めるところにより,大学の認定を受け,退職すべき期日に至ったとき。
 - (6) 労働契約の契約期間が満了したとき
 - (7) 第39条第1項第1号の規定による休職が3年を経過し,なお,休職事由が消滅しないとき
 - (8) 第39条第1項第2号の規定による休職が2年を経過し、なお、休職事由が消滅しないとき
 - (9) 国務大臣, 国会議員, 地方公共団体の長, 地方公共団体の議会の議員, その他の公職に就任するとき
 - (10) 死亡したとき
- 2 前項第2号,第3号及び第5号の規定により退職する場合において,退職するまでは,従来の職務に 従事しなければならない。 (定年)
- 第66条 職員の定年は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 大学教員 満65歳
 - (2) 前号以外の職員 満60歳
- 2 定年による退職日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。 (再雇用)
- 第67条 大学は、前条の規定により定年退職となる者が希望し、解雇の事由に該当しない者であって、 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号)附則第3項に 基づきなお効力を有することとされる改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第2項 に基づく労使協定の定めるところによる基準(以下「基準」という。)のいずれにも該当する者につい ては、65歳まで再雇用し、基準のいずれかを満たさない者については、基準の適用年齢まで再雇用する。
- 2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる期間における当該基準の適用については、同表の左欄に掲げる期間に応じ、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行うものとする。

経過期間	年齢
平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで	61 歳
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで	62 歳
平成31年4月1日から令和4年3月31日まで	63 歳
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで	64 歳

(解雇)

- 第68条 大学は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇することができる。
 - (1) 勤務成績が著しく不良なとき
 - (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき
 - (3) 職員として必要な適格性を欠くとき
 - (4) 組織の再編,統合又は縮小等の事由により,職員の雇用を継続することが困難となったとき
 - (5) その他前各号に準じる重大な事由があるとき
- 2 大学教員を解雇する場合は、学域会議又は教員人事委員会の議を経て当該教員に通知する。
- 3 前項の通知を受けた教員は、解雇がその意に反する場合は、評議会に審査を求めることができる。
- 4 大学教員以外の職員は、解雇の決定がその意に反する場合は、学長に不服申し立てを行うことができる
- 5 解雇についてその他の必要な事項は、採用等規程の定めるところによる。 (解雇の制限)
- 第69条 大学は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間においては解雇を行わない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず、 労基法第81条の規定によって打切補償を支払う場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合においては、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- (2) 産前産後の職員が、労働時間等規程第24条第8号及び第9号の規定により休業する期間及びその後30日間

(解雇予告)

- 第70条 大学は、第68条の規定により職員を解雇する場合においては、少なくとも30日前に本人に予告しなければならない。30日前に予告しない場合においては30日分の、労基法第12条に規定する平均賃金(以下「平均賃金」という。)を支払わなければならない。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は職員の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合においては、この限りでない。
- 2 前項の予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる
- 3 第1項の規定は、試用期間中の職員を14日以内に解雇する場合においては、適用しない。 (退職時及び退職後の責務)
- 第71条 退職した者又は解雇された者は、後任者に対し速やかに業務の引継を行い、その旨を所属長に報告しなければならない。
- 2 退職した者又は解雇された者は、保管中の備品、書類その他すべての物品を速やかに返還しなければならない。
- 3 退職した者又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。 (退職証明書)
- 第72条 大学は、退職した者又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求したときは、遅滞なくこれ を交付する。
- 2 大学は、職員が第70条第1項の解雇の予告がされた日から退職の日までにおいて、当該解雇の理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付する。ただし、職員が解雇の予告がされた日以後に当該解雇以外の事由により退職した場合においては、当該退職の日以後、これを交付することを要しない。

第2節 退職手当

(退職手当)

第73条 職員の退職手当について必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員退職手当規程の定めるところによる。

附則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第33条第2項及び第3項に規定する者以外の職員の勤務評定については、なお従前の例による。
- 3 洗濯員及び給食員の定年は、第66条第1項第2号の規定にかかわらず、満63歳とする。
- 4 この規則施行の際現に休職中である者は、この規則の規定により休職しているものとみなす。ただし、国家公務員法第79条第2号の規定により休職中である者の休職期間については、第40条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成16年11月18日)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年1月24日)

この規則は、平成18年1月24日から施行する。

附 則(平成18年3月28日)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月18日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第66条第1項第1号の規定にかかわらず、生年月日が次の表の左欄に掲げる期間に含まれる大学教員の定年は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

生年月日が含まれる期間定年昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの期間満64歳

- 3 生年月日が前項の表の左欄に掲げる期間より前である大学教員の定年は、なお従前の例による。
 - 附 則(平成25年3月27日)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年11月26日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日)

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則(平成26年11月28日)
 - この規則は平成27年1月1日から施行する。
- 附 則(平成27年3月23日)
 - この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則(平成28年3月22日)
 - この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則(平成28年9月21日)
 - この規則は、平成28年10月1日から施行する。
- 附 則(平成29年3月21日)
- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第29条第1項の規定は、平成29年1月1日から適用する。
 - 附 則(平成29年9月26日)
 - この規則は, 平成29年10月1日から施行する。
 - 附 則(平成29年9月29日)
 - この規則は, 平成29年10月1日から施行する。
 - 附 則(平成31年3月29日)
 - この規則は、平成31年4月1日から施行する。
 - 附 則(令和元年11月26日)
 - この規則は、令和2年1月1日から施行する。
 - 附 則(令和2年3月24日)
- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在職する大学教員(学長が定める者を除く。)及び令和2年3月31日までに公募等により国立大学法人神戸大学職員給与規程の適用が承認された者については、改正後の第30条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - 附 則(令和3年3月30日)
 - この規則は、令和3年10月1日から施行する。
 - 附 則(令和5年3月28日)
 - この規則は、令和5年4月1日から施行する。

資料7 国立大学法人神戸大学特命職員就業規則

(平成18年3月28日制定)

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 採用(第4条-第8条)
- 第3章 服務(第9条-第20条)
- 第4章 労働時間,休日,休暇等(第21条-第27条)
- 第5章 給与
 - 第1節 総則(第28条-第36条)
 - 第2節 基本年俸(第37条・第38条)
 - 第3節 諸手当(第39条-第43条の4)
 - 第4節 給与の特例等(第44条-第49条)
 - 第5節 雑則(第50条)

第6章 人事

- 第1節 出張(第51条)
- 第2節 研修(第52条)
- 第3節 評価(第52条の2)
- 第4節 休職及び復職(第53条-第56条)
- 第7章 安全, 衛生及び災害補償
 - 第1節 安全及び衛生(第57条-第63条)
 - 第2節 災害補償(第64条・第65条)
- 第8章 女性(第66条-第69条)
- 第9章 福利厚生(第70条)
- 第10章 賞罰(第71条-第78条)
- 第11章 退職、解雇及び退職手当
 - 第1節 退職及び解雇(第79条-第84条)
 - 第2節 退職手当(第85条)

附則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この就業規則(以下「規則」という。)は、国立大学法人神戸大学(以下「大学」という。)に期間の定めのある労働契約(以下「有期労働契約」という。)により雇用する特命職員の労働条件、服務規律その他の就業に関して必要な事項を定める。
- 2 この規則に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の関係法令の定めるところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、クロスアポイントメント制の適用を受ける特命職員の就業等に関する事項については、別に定める。

(定義)

- 第2条 この規則において「特命職員」とは、国内外の特に優れた能力又は高度の専門的な技能又は資格を有し、寄附金等の経費により、年俸により雇用される者(労働契約法(平成19年法律第128号)第18条第1項の規定に基づき、期間の定めのない労働契約へ転換したもの(以下「無期雇用特命職員」という。)を含む。)で、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 特命教員 特命教授,特命准教授,特命講師,特命助教及び特命助手をいう。
 - (2) 特命政策研究職員 特命首席政策研究職員,特命上席政策研究職員,特命主任政策研究職員及び 特命政策研究職員をいう。
 - (3) 特命専門職 特命専門員,特命専門職員,特命技術員その他別に定める職名をいう。
 - (4) 特命教諭
- 2 特命職員の職務内容については、別表第1に定めるとおりとする。 (規則の遵守)
- 第3条 大学及び特命職員は、この規則を遵守し、その誠実な履行に努めなければならない。 第2章 採用

(採用方法及び有期労働契約の契約期間)

- 第4条 特命職員の採用は、選考によるものとし、その選考は、学域会議、教員人事委員会、政策研究支援部人事委員会又は事務局長(以下「学域会議等」という。)の議又は判定に基づき学長が行うものとする。
- 2 特命職員(無期雇用特命職員を除く。以下この条において同じ。)の有期労働契約の契約期間は,原則として3年を限度とする。ただし,特に大学が必要と認めるものについては,5年を限度として契約期間を定めることができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、大学が科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法 律第 63 号)第 15 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けると認める者の有期労働契約の契約期間は、10 年を 限度として定めることができる。
- 4 前2項に規定する有期労働契約の契約期間には、過去に大学との間で締結された有期労働契約の契約期間(労働契約法(平成19年法律第128号)第18条第2項及び科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第15条の2第2項に規定する期間を除く。)を含むものとする。
- 5 国立大学法人神戸大学職員就業規則第66条の規定により定年退職した大学教員が、定年後に引き続いて特命教員として雇用される場合は、第2項の規定にかかわらず、有期労働契約の契約期間は、10年を限度とする。
- 6 前各項の規定は、職務の特殊性その他のやむを得ない事情があると大学が認めた場合には、適用しないことがある。

(採用前の提出書類)

- 第5条 特命職員として採用される者は、採用前に次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 履歷書
 - (2) 卒業(修了)証明書
 - (3) 免許等資格に関する証明書(写)
 - (4) その他大学が必要と認める書類
- 2 提出した書類の記載事項に変更があった場合は、その都度速やかに届け出なければならない。
- 3 提出書類に虚偽,経歴の詐称又は記載すべき重要事項に漏れがあるときは,採用を取り消すことがある。

(採用後の提出書類)

- 第6条 特命職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を速やかに提出しなければならない。
 - (1) 源泉徴収票(前職のある者で甲欄適用者に限る。)
 - (2) 給与所得者の扶養控除等申告書
 - (3) 年金手帳(写), 雇用保険被保険者証(写)(所持者のみ)
 - (4) その他大学が必要と認める書類

(労働条件の明示)

- 第7条 大学は、特命職員との労働契約の締結に際し、次に掲げる労働条件を明示する。
 - (1) 有期労働契約の契約期間に関する事項(通算契約期間に上限の定めがある場合には当該上限を含む。)
 - (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項(就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む。)
 - (3) 始業及び終業の時刻,所定労働時間を超える労働の有無,休憩時間,休日休暇並びに労働者を2組以上に分けて働かせる場合における就業時転換に関する事項
 - (4) 昇給に関する事項
 - (5) 給与の決定、計算及び支払いの方法並びに給与の締切及び支払いの時期に関する事項
 - (6) 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)
 - (7) 退職手当に関する事項
 - (8) 期末・勤勉手当に関する事項
 - (9) 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口
 - (10) 安全・衛生に関する事項
 - (11) 研修に関する事項
 - (12) 災害補償に関する事項
 - (13) 賞罰に関する事項
 - (14) 休職に関する事項
- 2 前項第1号から第9号までに掲げる事項については、これを記載した文書を交付するものとする。
- 3 第1項の労働契約の期間内に特命職員が労働契約法(平成19年法律第128号)第18条第1項の適用を受ける期間の定めのない労働契約の締結の申込み(以下「労働契約法第18条第1項の無期転換申込み」という。)をすることができることとなる有期労働契約の締結の場合においては、第1項に定めるもののほか、労働契約法第18条第1項の無期転換申込みに関する事項及び当該申込みに係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件のうち第1項各号に掲げる事項とする。この場合において、第1項第1号から第9号までに掲げる事項については、これを記載した書面を交付するものとする。(赴任)
- 第8条 特命職員は、採用後直ちに赴任しなければならない。ただし、住居の移転を伴う等やむを得ない 事由があり、大学の承認を得たときは、この限りでない。

第3章 服務

(一般原則)

第9条 特命職員は、職務上の責任を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、大学の秩序の維持に努めなければならない。

(職務専念義務)

第10条 特命職員は、勤務中、その職務に専念しなければならない。

(職場規律)

第11条 特命職員は、上司の業務上の命令、指示に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。

(尊守事項)

- 第12条 特命職員は、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 職務の内外を問わず、大学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしないこと。
 - (2) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
 - (3) 許可なく,前号の秘密を利用して競業的行為を行わないこと。
 - (4) その職務や地位を私的目的のために用いないこと。
 - (5) 大学の敷地及び施設内(以下「学内」という。)で、喧騒その他の秩序・風紀を乱す行為をしないこと。
 - (6) 所定の場所以外で喫煙しないこと。
 - (7) 大学の設備,物品等を私的に利用しないこと。
 - (8) 許可なく,学内で業務外の放送,宣伝,集会並びに文書図画の配布,回覧及び掲示をしないこと。
 - (9) 許可なく、学内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品等の売買を行わないこと。
 - (10) その他前各号に準じる行為をしないこと。

(公職の候補者への立候補)

- 第13条 特命職員は、国会議員、地方公共団体の長、地方公共団体の議会の議員その他の公職(以下この 条及び次条において「公職」という。)に立候補するときは、あらかじめその旨を届出なければならな い。
- 2 前項に定めるもののほか、公職の候補者への立候補については別に定めるところによる。 (公民権行使の保障)
- 第13条の2 大学は、特命職員が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために、次の各号に掲げる事由により必要な期間を請求したときは、これを保障する。 ただし、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがないときは、請求された時刻を変更することがある。
 - (1) 特命職員が公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)に規定する選挙権のほか,最高裁判所の裁判官の国民審査及び普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の投票に係る権利等を行使するとき。
 - (2) 特命職員が裁判員,証人,鑑定人,参考人等として国会,裁判所,地方公共団体の議会その他官公署へ出頭するとき。
 - (3) 公職への立候補に伴い公職選挙法に定める選挙運動の期間(立候補の届出のあった日から当該選挙の期日の前日まで)に選挙運動を行うとき。
- 2 前項第3号の規定により、勤務を行わない期間は、給与を支給しない。
- 3 前2項に定めるもののほか、公民権行使の保障については別に定めるところによる。 (入構禁止又は退去)
- 第14条 大学は、特命職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、学内への入構を禁止し、 又は学外への退去を命じることがある。
 - (1) 職場の風紀秩序を乱し、又はそのおそれのある場合
 - (2) 火器, 凶器等の危険物を所持している場合
 - (3) 公衆衛生上有害と認められる場合
 - (4) その他前各号に準じる就業に不都合と認められる場合
- 2 前項の規定により入構を禁止したとき、又は所定の終業時刻の前に退去を命じたときは、そのとき以降は欠勤とし、給与を減額する。

(自宅待機)

第15条 大学は、特命職員を就業させることが不適当と認める場合においては、自宅待機を命じることがある。この場合、給与の減額は行わない。

(特命職員の倫理)

第16条 特命職員の倫理について,遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な 事項は,国立大学法人神戸大学職員倫理規程を準用する。 (ハラスメントの禁止)

- 第17条 特命職員は、相手の意に反する言動等を行うことにより、相手が職務及び学業を行う上で利益 又は不利益を与え、就労、就学、教育及び研究のための環境を悪化させてはならない。
- 2 ハラスメント(性暴力を含む。以下同じ。)の防止及び禁止に関する事項は、国立大学法人神戸大学に おけるハラスメントの防止等に関する規程の定めるところによる。 (兼業の制限)
- 第18条 特命職員は、大学の許可を受けなければ、兼業を行ってはならない。
- 2 兼業について必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員兼業規程を準用する。 (損害賠償)

第19条 大学は、特命職員が故意又は重大な過失によって大学に損害を与えた場合においては、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

(知的財産の取扱い)

第20条 知的財産について必要な事項は、国立大学法人神戸大学知的財産取扱規程を準用する。 第4章 労働時間、休日、休暇等

(所定労働時間)

第21条 1日の所定労働時間は8時間とし、休憩時間は45分間とする。

(始業及び終業の時刻等)

- 第22条 始業時刻,終業時刻及び休憩時間は,次のとおりとする。
 - (1) 始業時刻 午前8時30分
 - (2) 終業時刻 午後5時15分
 - (3) 休憩時間 午後0時15分から午後1時まで
- 2 業務上の必要がある場合及び育児又は介護を行う特命職員から申請があった場合には、前項の規定にかかわらず、1日の労働時間が8時間を超えない範囲内で始業時刻、終業時刻及び休憩時間を変更することがある。
- 3 休憩時間は、これを一斉に付与する。ただし、業務の性質上、一斉付与が適当でない部署においては、労使協定の定めにより交替で休憩時間を付与する。 (休日)
- 第23条 休日は次のとおりとする。ただし、第26条第2項の規定による育児短時間勤務をする特命職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従い、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、休日を設けることができる。
 - (1) 日曜日
 - (2) 土曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。)に定める休日
 - (4) 12月29日から翌年1月3日までの日(前3号に定める休日を除く。)
 - (5) その他大学が指定する日
- 2 業務の都合により大学が必要と認めた場合は、あらかじめ前項の休日を他の日に振り替えることがある。
- 3 労基法第35条の規定による休日(以下「法定休日」という。)は,第1項第1号の休日とする。ただし,国立大学法人神戸大学職員の労働時間,休日,休暇等に関する規程(以下「労働時間等規程」という。)第4条,第5条及び第6条の規定の適用を受ける特命職員の法定休日は,別に定める。 (休暇の種類)
- 第24条 休暇は、年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

(労働時間,休日,休暇等)

第25条 前4条に定めるもののほか,労働時間,休日,休暇等について必要な事項は,労働時間等規程 を準用する。

(育児休業等)

- 第26条 満3歳に満たない子の養育を必要とする特命職員は、その申し出により、育児休業を取得する ことができる。
- 2 満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育を必要とする特命職員は、その申し出により、その職を占めたまま特命職員が希望する日及び時間帯において勤務すること(以下「育児短時間勤務」という。)ができる。
- 3 前項のほか,満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育を必要とする特命職員は、その申し出により、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないこと(以下「育児時間」という。)ができる。
- 4 育児休業及び育児短時間勤務並びに育児時間の対象者,期間及び取得手続等については,国立大学法人神戸大学職員の育児休業等に関する規程(以下「育児休業規程」という。)の定めるところによる。 (介護休業等)
- 第27条 家族に介護を必要とする者がいる特命職員は、その申し出により、介護休業、介護部分休業又は介護時間(以下「介護休業等」という。)を取得することができる。
- 2 介護休業等の対象者,期間及び取得手続等については、国立大学法人神戸大学職員の介護休業等に関する規程(以下「介護休業規程」という。)の定めるところによる。

第5章 給与

第1節 総則

(給与の種類)

- 第28条 特命職員の給与は、基本年俸及び諸手当とする。
- 2 諸手当の種類は,通勤手当,特定調整手当,特殊勤務手当,超過勤務手当,休日給,夜勤手当,宿日直手当及び研究代表者等特別手当とする。

(給与の支給日等)

- 第29条 基本年俸は、その12分の1の額を月額基本給(以下「基本給」という。)として、毎月17日に支給する。ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日、その日が土曜日に当たるときは前日、その日が休日に当たるときは翌日とする。
- 2 基本給は毎月末を締切日とし、各月の末日までに、欠勤等の事由により、前項の規定に基づき支給した基本給と本来支給すべき基本給との間に差額が生じた場合には、原則として、翌月の基本給において、これを精算する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、その精算時期を遅らせることがある。
- 3 通勤手当及び特定調整手当は、基本給の支給日に、その他の手当は、当該手当の支給要件となる事実 が発生した月の翌月の基本給の支給日に支給する。ただし、事務処理上やむを得ない事情がある場合 には、翌月又は翌々月に支給することがある。
- 4 研究代表者等特別手当は、12月10日に支給する。ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日、 その日が土曜日に当たるときは前日とする。

(給与の支払)

- 第30条 特命職員の給与は、通貨で直接特命職員にその全額を支払うものとする。ただし、特命職員が 希望した場合は、その者の預金又は貯金への振込みの方法により給与を支払うものとする。
- 2 次に掲げるものは、給与から控除するものとする。
 - (1) 源泉所得税
 - (2) 住民税
 - (3) 共済組合の掛金
 - (4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
 - (5) 職員の代表との書面による協定により賃金から控除することとしたもの
 - (6) その他法令に別段の定めがあるもの

(日割計算等)

- 第31条 月の途中で特命職員となった者には、その日から基本給を支給する。
- 2 特命職員が退職(死亡を除く。第32条において同じ。)し、又は解雇された場合には、その日までの基本給を支給する。
- 3 特命職員が死亡により退職した場合には、その月までの基本給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、基本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給の額は、その月の現日数から第23条に規定する休日等を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。
- 5 前4項の規定は、特定調整手当の支給について準用する。 (給与の即時払)
- 第32条 特命職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、特命職員又は権利者の請求があったときは、第29条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りでない。
 - (1) 退職し、又は解雇されたとき。
 - (2) 死亡したとき。

(給与の非常時払)

- 第33条 特命職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、特命職員から請求があったときは、 第29条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を日割計算により速やかに支払う。
 - (1) 特命職員又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。
 - (2) 特命職員又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき。
 - (3) 特命職員又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。
 - (4) その他特に必要と認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第34条 第40条から第42条まで及び第48条に規定する勤務1時間当たりの給与額は,基本給及び特定調整手当の月額の合計額を1月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。 (端数計算)

第35条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第36条 この規程により計算した各給与の確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2節 基本年俸

(基本年俸の号俸及び額)

第37条 基本年俸の号俸及び額は、別表第2(基本年俸表)に定めるとおりとする。

(基本年俸の決定)

第38条 新たに特命職員となった者の基本年俸の額は、学域会議等がその者の職務に係る経験、能力等を考慮して決定した号数(特命教員にあっては4号俸以上の号数)の額とする。

2 基本年俸の額は、事業年度単位で定めるものとし、事業年度の途中においては、その額を増減しない。

第3節 諸手当

(通勤手当)

第39条 特命職員には、国立大学法人神戸大学職員給与規程(以下「給与規程」という。)第32条の規定 の例に準じて通勤手当を支給する。

(特殊勤務手当)

- 第39条の2 著しく危険,不快,不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で,給与上特別の考慮を必要とし,かつ,その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する特命職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。
- 2 特殊勤務手当の種類,支給される特命職員の範囲,支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

(超過勤務手当)

- 第40条 労働時間等規程第11条及び第13条の規定により所定の労働日(次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。)に業務上の必要により所定労働時間を超えて勤務することを命ぜられた特命職員には、所定労働時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。
- 2 労働時間等規程第11条及び第13条の規定により、法定休日以外の休日(法定休日以外の休日に係る 労働時間等規程第8条に規定する休日を含む。)及び労働時間等規程第9条に規定する代休日に業務 上の必要により勤務することを命ぜられた特命職員には、勤務を命ぜられた全時間に対して、勤務1 時間につき、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜において 行われた場合は、100分の160)を超過勤務手当として支給する。
- 3 労働時間等規程第8条の規定により、休日をあらかじめ当該週の労働日に振り替えた場合は、当該休日に業務上の必要により所定労働時間を超えて勤務することを命ぜられた特命職員には、所定労働時間を超えて勤務した時間に対して、勤務1時間につき、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の160)を超過勤務手当として支給する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、所定労働時間を超えて勤務した時間が1月について60時間を超えた特命職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の150(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175)を超過勤務手当として支給する。

(休日給)

- 第41条 労働時間等規程第11条及び第13条の規定により、法定休日(法定休日に係る労働時間等規程 第8条に規定する休日を含む。)に業務上の必要により勤務することを命ぜられた特命職員には、勤 務を命ぜられた全時間に対して、勤務1時間につき、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額の 100分の135(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の160)を休日給として支給する。
- 2 前項の規定は、労働時間等規程第4条及び第5条の規定を適用される特命職員にあっては、これらの 規定により休日と指定した日について適用するものとする。 (夜勤手当)
- 第42条 労働時間等規程第12条の規定により所定労働時間が深夜に割り振られた特命職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する(前条の規定により休日給が支給されることとなる場合を除く。)。(宿日直手当)
- 第43条 特命職員には、給与規程第38条の規定の例に準じて宿日直手当を支給する。 (特定調整手当)
- 第43条の2 特定調整手当は、次の各号に掲げる特命職員に支給する。
 - (1) 附属幼稚園に勤務する特命教諭
 - (2) 医学部附属病院に勤務する特命専門職のうち、保健師助産師看護師法(昭和23年7月30日法律 第203号)に定める看護師免許又は助産師免許を有し、その業務に従事する者
- 2 特定調整手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 その者の基本給の100分の3に相当する額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 10,000円

(研究代表者等特別手当)

- 第43条の3 特命職員には、給与規程第41条の規定の例に準じて研究代表者等特別手当を支給する。 (看護職員処遇改善一時金)
- 第43条の4 第43条の2第1項第2号に掲げる特命職員には、給与規程第44条の4の規定の例に準じて看護職員処遇改善一時金を支給することができる。

第4節 給与の特例等

(業務災害又は通勤災害を受けた場合の給与)

第44条 特命職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年 法律第50号。以下「労災保険法」という。)第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。第49条 において同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、労働時間等規程第22条に規定する病気休暇 により勤務しないことが認められているときは、その病気休暇の期間中、給与の全額(労災保険法第14 条による休業補償給付又は休業給付を受ける額(休業特別支給金を含む。)に相当する額を除く額)を支 給する。

(休職者の給与)

- 第45条 特命職員が心身の故障により,第53条第1号の規定による休職にされたときは,その休職の期間中,基本給及び特定調整手当の100分の80を支給することができる。
- 2 特命職員が刑事事件に関し起訴され,第53条第2号の規定による休職にされたときは,その休職の期間中,基本給及び特定調整手当の100分の60以内を支給することができる。
- 3 特命職員が第53条第3号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、基本給及び特定調整手当の100分の70以内を支給することができる。
- 4 休職にされた特命職員には、他の規程に別段の定めがない限り、前3項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

(育児休業者等の給与)

- 第46条 育児休業規程により育児休業又は育児時間を取得して勤務しない特命職員の給与については, 次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
 - (2) 特命職員が育児時間を取得して勤務しない場合には、第48条の規定により減額して給与を支給する。
- 2 育児短時間勤務をしている特命職員の基本年俸の額は、給与規程第22条の2及び第22条の3の規定の例に準じて、基本年俸の額に、その者の勤務の形態の区分に応じた算出率を乗じて得た額とする。 (介護休業者等の給与)
- 第47条 介護休業規程により介護休業等を取得して勤務しない場合には、次条の規定により減額して給 与を支給する。

(給与の減額)

- 第48条 特命職員が勤務しないときは、第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。ただし、第24条に規定する休暇、第62条に規定する就業禁止又は労働時間等規程第16条の規定によりその勤務しないことが認められている場合並びに第13条の2第1項第1号及び第2号に規定する公民権を行使する場合は、減額しない。
- 2 規則その他規程により勤務しないことが認められている場合であっても、特に給与を減額する旨規定されているときは、前項ただし書の規定にかかわらず、同項本文の定めるところにより減額して支給する。

(俸給の半減)

第49条 前条第1項ただし書の規定にかかわらず、特命職員が負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この条において同じ。)に係る療養のため、又は第61条に規定する疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための労働時間等規程第22条に規定する病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、基本給及び特定調整手当の半額を減ずる。

第5節 雑則

(雑則)

第50条 この規則に定めるもののほか、特命職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 人事

第1節 出張

(出張)

- 第51条 大学は、業務上必要があると認められる場合には、出張を命じる。
- 2 特命職員は、出張を終えたときは、速やかに上司に報告しなければならない。

第2節 研修

(研修)

- 第52条 大学は、業務に関する必要な知識及び技能の向上を図るため、特命職員に研修を命じることができる。
- 2 研修について必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員研修規程を準用する。

第3節 評価

(勤務評定)

第52条の2 大学は、特命職員(特命政策研究職員並びに国立大学法人神戸大学職員の採用、降任、解雇等に関する規程(平成16年4月1日制定。以下「採用等規程」という。)別表に規定する事務職員及び技術職員(施設系技術職員に限る。)のうち、係長相当職以上の職を兼務している特命職員に限る。)の勤務成績について、評定を実施する。

2 前項の特命職員の勤務評定について必要な事項は、国立大学法人神戸大学事務系職員人事評価実施規程(平成27年3月23日制定)の定めるところによる。

第4節 休職及び復職

(休職)

- 第53条 大学は、特命職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、休職にする。
 - (1) 私傷病により、病気休暇の期間が引き続き90日を超え、なお療養を要する場合
 - (2) 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障を来す場合
 - (3) 水難,火災その他の災害により,生死不明又は所在不明となった場合

(休職の期間)

- 第54条 前条第1号及び第3号に掲げる事由による休職の期間は、大学が必要に応じ、1年を超えない 範囲内において定める。この場合において、休職の期間が1年に満たないときは、休職を開始した日 から1年を超えない範囲でこれを延長することができる。
- 2 前条第2号に掲げる事由による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。ただし、その 係属期間が1年を超えるときは、1年とする。

(休職中の身分等)

- 第55条 休職中は、特命職員としての身分を保有するが、職務には従事しない。
- 2 休職中の特命職員は、休職にされた時占めていた職を保有するものとする。 (復職)
- 第56条 大学は、休職の期間が満了した場合又は休職期間が満了するまでに休職事由が消滅した場合においては、復職を命じる。ただし、第53条第1号の休職については、特命職員が休職期間の満了までに復職を願い出て、医師及び大学が休職事由が消滅したと認めた場合に限り、復職を命じる。
- 2 前項の復職においては、原則として原職に復帰させる。ただし、心身の条件その他を考慮し、他の職務に就かせることがある。

第7章 安全,衛生及び災害補償

第1節 安全及び衛生

(安全及び衛生の確保に関する措置)

- 第57条 大学は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の関係法令に基づき、特命職員の健康 増進と危険防止のために必要な安全及び衛生の確保に関する措置を講じるものとする。
- 2 特命職員は、大学の講じる前項の措置に協力しなければならない。

(安全及び衛生教育)

- 第58条 特命職員は、大学が行う安全及び衛生に関する教育及び訓練を受けなければならない。 (非常災害時の措置)
- 第59条 特命職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知った場合においては、緊急の措置をとるとともに直ちに上司に連絡して、その指示に従い、被害を最小限にとどめるように努力しなければならない。

(安全及び衛生に関する遵守事項)

- 第60条 特命職員は、次の事項を守らなくてはならない。
 - (1) 常に職場の整理,整頓,清潔に努め,災害防止と衛生の向上に努めること。
 - (2) 許可なく,安全衛生装置,消火設備,衛生設備その他危険防止のための設備を移動させたり,関連施設に立ち入らないこと。
 - (3) 安全及び衛生について、上司の命令、指示を守り、これを実行すること。

(健康診断

- 第61条 大学は、毎年定期に、特命職員の健康診断を行わなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、必要に応じて、全部又は一部の特命職員に対し、臨時に健康診断を行うことがある。
- 3 特命職員は,前2項の健康診断を受けなければならない。ただし,医師による健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは,この限りでない。
- 4 大学は、健康診断の結果に基づいて必要と認める場合においては、特命職員に就業の禁止、労働時間の制限等、当該特命職員の健康保持に必要な措置を講ずるものとする。
- 5 特命職員は,正当な理由がなく前項の措置を拒んではならない。 (就業の禁止)
- 第62条 大学は、特命職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その就業を禁止する。
 - (1) 病毒伝播のおそれのある伝染性の疾病にかかった者
 - (2) 心臓, 腎臓, 肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれがあるものにかかった者
 - (3) 前各号に準じる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者
- 2 大学は、前項の規定により、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、産業医その他専門の医師 の意見を聴かなければならない。

(安全及び衛生に関し必要な事項)

第63条 この節に定めるもののほか、特命職員の安全衛生管理についてその他の必要な事項は、国立大学法人神戸大学安全衛生管理規程を準用する。

第2節 災害補償

(業務上の災害)

- 第64条 特命職員の業務上の災害については、労基法及び労災保険法の定めるところにより、同法の各補償給付を受けるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、大学が行う補償については別に定めるところによる。 (通勤途上の災害)
- 第65条 特命職員の通勤途上における災害については、労災保険法に定めるところにより、同法の各給付を受けるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、大学が行う給付については別に定めるところによる。

第8章 女性

(妊産婦である特命職員の就業制限等)

- 第66条 大学は、妊娠中の特命職員及び産後1年を経過しない特命職員(以下「妊産婦である特命職員」 という。)を、妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせないものとする。
- 2 妊産婦である特命職員が請求した場合には、午後 10 時から午前 5 時までの間における勤務、又は所定 労働時間外の勤務をさせないものとする。

(妊産婦である特命職員の健康診査)

第67条 大学は、妊産婦である特命職員が請求した場合には、その者が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるために勤務しないことを承認する。

(妊産婦である特命職員の業務軽減等)

- 第68条 大学は、妊産婦である特命職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせなければならない。
- 2 妊娠中の特命職員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると 認めるときは、当該特命職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務をしないことを承 認することができる。
- 3 妊娠中の特命職員が請求した場合において、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、所定の労働時間の初め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲で勤務しないことを承認しなければならない。

(生理日の就業が著しく困難な特命職員に対する措置)

第69条 大学は、生理日の就業が著しく困難な特命職員が請求した場合においては、その者を生理日に 勤務させないものとする。

第9章 福利厚生

(宿舎の利用)

第70条 特命職員の宿舎の利用については、国立大学法人神戸大学宿舎管理規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

第 10 章 賞罰

(表彰)

- 第71条 大学は、特命職員が大学の業務に関し、特に功労があって他の模範とするに足りると認めると きは、表彰する。
- 2 表彰に関し必要な事項は、国立大学法人神戸大学職員表彰規程を準用する。
- 第72条 大学は、特命職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、懲戒処分を行う。
 - (1) 業務上の命令,指示に従わない場合
 - (2) 正当な理由なく、しばしば欠勤、遅刻、早退するなど勤務を怠った場合
 - (3) 窃盗,横領,傷害等の刑法犯に該当する行為及び飲酒運転等の道路交通法に違反する行為があった場合
 - (4) 許可なく兼業を行った場合
 - (5) 大学の名誉又は信用を傷つけた場合
 - (6) 素行不良で学内の秩序又は風紀を乱した場合
 - (7) 経歴を詐称した場合
 - (8) 故意又は重大な過失によって大学に損害を与えた場合
 - (9) ハラスメントと認められる行為があった場合
 - (10) その他この規則に違反した場合,又は前各号に準じる不都合な行為があった場合
- 2 特命職員の懲戒処分については、国立大学法人神戸大学職員懲戒規程(以下「懲戒規程」という。)を 準用する。この場合において、規定中「大学教員」とあるのは「特命教員」と、「教員以外の職員」 とあるのは「特命政策研究職員、特命専門職又は特命教諭」と読み替えるものとする。 (懲戒処分の種類等)
- 第73条 特命職員の懲戒処分は、その程度に応じ、以下の区分に従って行う。
 - (1) 譴責 始末書を提出させて、将来を戒める。
 - (2) 減給 始末書を提出させるほか、給与を減額する。ただし、減給は、1回の額が平均給与の1日分の半額を超え、総額が1給与支払期における給与の総額の10分の1を超えないものとする。
 - (3) 停職 6月以内を限度として出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。

- (4) 諭旨解雇 退職願の提出を勧告する。勧告した日の翌日から1週間以内に退職願を提出しない場合は、懲戒解雇する。
- (5) 懲戒解雇 予告期間を設けないで即時に解雇する。
- 2 懲戒処分を行う場合においては、処分を行うまでの間、特命職員の出勤を停止し、自宅待機を命じることがある。この場合、給与の減額は行わない。
- 3 第81条の規定は,第1項第4号及び第5号に基づき懲戒解雇を行う場合において,これを準用する。 (審査の事由の告知)
- 第74条 懲戒処分の審査を行う場合においては、事前に特命職員に審査の事由を記載した文書を交付する。

(弁明の請求)

第75条 特命職員は,前条に規定する文書の交付を受けた日の翌日から起算して14日以内に弁明の請求 を行うことができる。

(懲戒に関し必要な事項)

- 第76条 前4条に定めるもののほか、懲戒の手続等について必要な事項は、懲戒規程を準用する。 (訓告等)
- 第77条 大学は、第72条に規定する懲戒処分を行わない場合においても、服務を厳正にし、規律を保持 するために必要と認められる場合においては、特命職員に対し、訓告又は厳重注意を行うことがあ る。

(損害賠償と懲戒処分等)

第78条 特命職員は,第72条又は前条の規定に基づき懲戒処分等を受けた場合においても,第19条の規定に基づく損害賠償を免れないものとする。

第11章 退職,解雇及び退職手当

第1節 退職及び解雇

(退職)

- 第79条 特命職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、退職とする。
 - (1) 退職を願い出て、大学から承認されたとき又は退職願を提出して14日を経過したとき
 - (2) 労働契約を更新する場合を除き、有期労働契約の契約期間が満了したとき(無期雇用特命職員を除く。)
 - (3) 第53条第1号の規定による休職が1年を経過し、なお、休職事由が消滅しないとき
 - (4) 第53条第2号の規定による休職が1年を経過し、なお、休職事由が消滅しないとき
 - (5) 国務大臣, 国会議員, 地方公共団体の長, 地方公共団体の議会の議員, その他の公職に就任する とき
 - (6) 死亡したとき
 - (7) 定年に達したとき(無期雇用特命職員に限る。)
- 2 前項第1号の規定により退職する場合において、退職するまでは、従来の職務に従事しなければならない

(雇用の上限年齢及び定年)

- 第79条の2 特命職員(第4条第5項の規定の適用を受ける者を除く。)の雇用の上限年齢は、満65歳と する。
- 2 特命職員の年齢が、前項に定める年齢に達した日以後における最初の3月31日を超えて労働契約を締結又は更新することはできない。ただし、大学が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
- 3 無期雇用特命職員の定年については、第1項の規定を準用する。 (解雇)
- 第80条 大学は、特命職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇することができる。
 - (1) 勤務成績が著しく不良なとき
 - (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき
 - (3) 特命職員として必要な適格性を欠くとき
 - (4) 組織の再編、統合又は縮小等の事由により、特命職員の雇用を継続することが困難となったとき
 - (5) その他前各号に準じる重大な事由があるとき
- 2 特命職員は、解雇の決定がその意に反する場合は、学長に不服申し立てを行うことができる。
- 3 第1項第1号から同項第4号までに掲げる解雇の基準については、採用等規程第13条の規定を準用する。

(解雇の制限)

- 第81条 大学は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間においては解雇を行わない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず、労基法第81条の規定によって打切補償を支払う場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合においては、この限りでない。
 - (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
 - (2) 産前産後の特命職員が、労働時間等規程第24条第8号及び第9号の規定により休業する期間及びその後30日間

(解雇予告)

- 第82条 大学は、第80条の規定により特命職員を解雇する場合においては、少なくとも30日前に本人に予告しなければならない。30日前に予告しない場合においては30日分の、労基法第12条に規定する平均賃金(以下「平均賃金」という。)を支払わなければならない。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は特命職員の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合においては、この限りでない。
- 2 前項の予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合においては、その日数を短縮することができる。

(退職時及び退職後の責務)

- 第83条 退職した者又は解雇された者は、後任者に対し速やかに業務の引継を行い、その旨を所属長に報告しなければならない。
- 2 退職した者又は解雇された者は、保管中の備品、書類その他すべての物品を速やかに返還しなければならない。
- 3 退職した者又は解雇された者は、在職中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。 (退職証明書)
- 第84条 大学は、退職した者又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求したときは、遅滞なくこれを交付する。
- 2 大学は、特命職員が第82条第1項の解雇の予告がされた日から退職の日までにおいて、当該解雇の理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付する。ただし、特命職員が解雇の予告がされた日以後に当該解雇以外の事由により退職した場合においては、当該退職の日以後、これを交付することを要しない。

第2節 退職手当

(退職手当)

第85条 特命職員には退職手当は支給しない。

附目

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(給与の臨時特例)

- 2 平成24年7月1日から平成24年11月30日までの間(以下「特例期間」という。) においては、職員に対する基本給の支給に当たっては、基本給から、基本給に100分の3.5を乗じて得た額を減ずる
- 3 第29条の規定にかかわらず、平成24年度の基本年俸は、当該職員に適用される基本年俸から、特例期間の各月の基本給に100分の3.5を乗じて得た額の合計額を減じた額をもって、基本年俸とする。
- 4 特例期間においては、第44条及び第45条に規定する給与の支給に当たっては、当該職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 第44条の規定により支給する基本給 第2項に定める額
 - (2) 第45条第1項 第2項に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - (3) 第45条第2項及び第3項 第2項に定める額に、当該各項の規定により当該職員に支給される 給与に係る割合を乗じて得た額
- 5 特例期間においては、第40条から第42条まで及び第48条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、 第34条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、基本給を1月当たりの平均所定労働 時間数で除して得た額に100分の3.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 6 令和6年4月1日から令和13年3月31日までの期間における特命政策研究職員,特命専門職及び特命教諭への第79条の2第1項の適用については,次の表の左欄に掲げる期間に応じ,同項中「満65歳」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢に読み替えるものとする。

期間	年齢	
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	満 61 歳	
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	満 62 歳	
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	満 63 歳	
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	満 64 歳	

- 7 大学は、この規則の一部を改正する規則(令和6年3月25日制定)による改正前の第79条の2の規定により定年退職する無期雇用特命職員(特命教員以外の特命職員に限る。以下同じ。)及び令和6年4月1日から令和13年3月31日までの間に改正後の第79条の2の規定により定年退職となる無期雇用特命職員であって、再雇用職員(定年退職者を有期労働契約により再雇用する特命教員を除く特命職員をいう。以下同じ。)として就労を希望する者のうち、解雇又は退職の事由に該当しない者については、満65歳に達する日以後における最初の3月31日まで再雇用する。
- 8 大学は、令和6年4月1日から令和14年3月31日までの間、再雇用職員として就労を希望する次の 各号に掲げる者については、前項の規定を準用し、再雇用することがある。
 - (1) 定年退職時に国立大学法人神戸大学職員就業規則,国立大学法人神戸大学船員就業規則又は国立 大学法人神戸大学準正規職員就業規則の適用を受けていた者で,再雇用する年度の前年度に定年退 職した者

- (2) 国立大学法人神戸大学定年前再雇用職員就業規則の適用を受けていた者で、再雇用する年度の前年度末日に有期労働契約の契約期間の満了により退職した者
- (3) 大学から国立大学法人等課長等の課長候補者としての推薦を受け国立大学法人等の課長等に転出した者で、他の機関で定年退職した者
- (4) 前3号に規定する者以外の者で、その者の知識及び経験等を考慮し、業務の能率的運営を確保するため特に必要があると本学が認める者
- 9 再雇用職員の有期労働契約の契約期間は、事業年度を超えない範囲内で更新することができる。
- 10 前項の規定により、有期労働契約の契約期間を更新する場合には、あらかじめ再雇用職員の同意を得るものとする。

附 則(平成19年3月20日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の国立大学法人神戸大学特命職員就業規則(以下「旧規則」という。)の規定に 基づき任期を定めて雇用された特命助教授又は特命助手で、改正後の国立大学法人神戸大学特命職員 就業規則(以下「新規則」という。)施行の際引き続き特命准教授又は特命助教として在職することと なる者については、新規則の規定により雇用されたものとみなし、その雇用期間は、新規則の規定に かかわらず、旧規則の規定により定められた雇用期間とする。

附 則(平成20年3月18日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
 - (号俸の切替え)
- 2 平成 20 年 4 月 1 日 (以下「切替日」という。)の前日において,この規則による改正前の基本年俸表の 適用を受けていた特命職員(雇用期間の終期が同日となる者を除く。)の切替日における号俸(以下「新 号俸」という。)は,切替日の前日においてその者が受けていた基本年俸の額(以下「旧基本年俸の 額」という。)と同じ額の号俸とする。この場合において,旧基本年俸の額と同じ額の号俸がないとき は、附則別表の基本年俸の額欄に定める同じ額の号俸とする。ただし、第 38 条第 1 項の規定に準じて 新号俸を決定する場合は、この限りでない。

附則別表

暫定基本年俸表

号俸	基本年俸の額
10	1,104 万円
9	1,032 万円
8	1,020 万円
7	924 万円
6	816 万円
5	744 万円
4	732 万円
3	564 万円
2	480 万円
1	456 万円

備考 この表の適用を受ける特命職員のうち,医師法(昭和23年法律第201号)に定める医師免許証又 は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に定める歯科医師免許証を有する者の基本年俸の額は,この 表の額に60万円をそれぞれ加算した額とする。

附 則(平成21年4月14日)

この規則は、平成21年4月14日から施行し、改正後の国立大学法人神戸大学特命職員就業規則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年3月23日)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月26日)

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成24年11月30日)

この規則は, 平成24年12月1日から施行する。

附 則(平成25年1月29日)

この規則は、平成25年2月1日から施行する。

附 則(平成25年3月27日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 平成25年3月31日に特命職員として在職する者で、この規則施行の際引き続き特命職員として在職する者の有期労働契約の期限、更新及び通算については、改正後の国立大学法人神戸大学特命職員就業規則第4条及び第79条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成25年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において,この規則による改正前の基本年俸表の 適用を受けていた特命職員(有期労働契約の契約期間の終期が同日となる者を除く。)の切替日におけ る号俸(以下「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた基本年俸の額と同じ 額の号俸とする。ただし,第38条第1項の規定に準じて新号俸を決定する場合は,この限りでない。 附則(平成26年3月26日)
- 1 この規則は平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前から引き続き結核性疾患による病気休暇又は就業禁止の措置により勤務しない職員に対する改正後の国立大学法人神戸大学特命職員就業規則第49条の規定の適用については、同条中「負傷(業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この条において同じ。)に係る療養のため、又は第61条に規定する疾病に係る就業禁止の措置」とあるのは「施行日前からの結核性疾患」と、「90日」とあるのは「1年」とする。

附 則(平成27年3月23日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月22日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月21日)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成29年3月21日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第27条第1項及び第47条の規定は、平成29年1月1日から適用する。

附 則(平成30年1月23日)

この規則は、平成30年1月23日から施行する。

附 則(平成31年3月29日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、この規則による改正前の基本年俸表の 適用を受けていた特命職員(有期労働契約の契約期間の終期が同日となる者を除く。)の切替日におけ る号俸(以下「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた基本年俸の額と同じ 額の号俸とする。ただし、第38条第1項の規定に準じて新号俸を決定する場合は、この限りでない。

附 則(令和元年9月3日)

この規則は、令和元年9月3日から施行し、改正後の国立大学法人神戸大学特命職員 就業規則の規定は、平成31年1月17日から適用する。

附 則(令和2年3月24日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において,この規則による改正前の基本年俸表の 適用を受けていた特命職員(有期労働契約の契約期間の終期が同日となる者を除く。)の切替日におけ る号俸(以下「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた基本年俸の額と同じ 額の号俸とする。ただし、第38条第1項の規定に準じて新号俸を決定する場合は、この限りでない。

附 則(令和3年3月30日)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年2月22日)

- 1 この規則は、令和4年3月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人神戸大学特命職員就業規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、令和 4年2月1日から適用する。
- 3 前項の規定は、この規則の施行日の前日までの間に退職した職員については、適用しない。
- 4 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の国立大学法人神戸大学特命職員就業規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則(令和4年3月29日)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年9月30日)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和4年11月29日)

- 1 この規則は、令和4年12月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人神戸大学特命職員就業規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。
- 3 前項の規定は、この規則の施行日の前日までの間に退職した職員については、適用しない。 (給与の内払)

4 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の国立大学法人神戸大学特命職員就業規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則(令和5年3月28日)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月25日)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

資料8 神戸大学における内部質保証の基本的な考え方

(令和元年5月23日 国立大学法人神戸大学教育研究評議会決定)(令和3年3月18日 国立大学法人神戸大学教育研究評議会改正)

はじめに

神戸大学が世界の拠点大学としてさらなる発展を遂げるためには、本学の理念や使命に基づき、大学が継続的に、自ら教育研究活動等の点検及び評価を行い、その結果を改善につなげることにより、教育研究活動等の質を維持し向上を図る内部質保証に努めることが不可欠である。そのためには国際的にも通用する公正かつ合理的な内部質保証体制を構築する必要がある。そこで、神戸大学における内部質保証の基本的な考え方をここに表明し、大学内外の関係者に対して内部質保証への理解と協力、及び、大学内の関係者に対して内部質保証の機能の実現を求めるものである。この基本的な考え方において内部質保証とは、自らが行う諸活動の状況について、継続的に点検・評価し、質の保証を行い、絶えず改善・向上に努めることをいう。

内部質保証の理念

(理念・使命に基づいた内部質保証)

神戸大学は、人文・人間科学、社会科学、自然科学並びに生命・医学に及ぶ広範な教育研究活動等を通じて、知の創造、継承及び普及に社会的責任を負っている。内部質保証は、神戸大学が、この社会的責任を果たし、今後も国際的な知の拠点として発展していくために、常に真摯に自己を見つめ直し、良きところはさらに一層発展させ、改めるべき点は改善していくという自律的かつ継続的な自己改善に努める活動である。したがって、神戸大学における内部質保証は、本学の掲げる理念や使命に準拠して実施されるべきである。

(外部の視点を取り入れた内部質保証)

また、内部質保証は、知の創造、継承及び普及の主体である教員が責任を持って実施する自己点検・評価を基盤とすべきであるが、自己点検・評価の際には、大学という知的共同体の構成員である学生と職員の積極的関与が不可欠であるのみならず、自己点検・評価の客観性や妥当性を確保するためには外部の視点も必要である。

(証拠に基づいた内部質保証)

内部質保証は、国費、学生納付金、寄付金等を基盤として実施される教育研究活動等を対象として評価を行い、評価結果に基づく運営費交付金などの様々な資源配分等の活用を通じて、教育研究活動等の質の改善や向上を図る活動である。これらのことから、内部質保証は、データや資料など証拠に基づき実施し、結果のみならず、その過程についても透明性を確保すると同時に公正な仕組みでなければならない。

(合理的、効率的な内部質保証)

さらにまた、今後は、内部質保証は、その基盤となる自己点検・評価を実施するだけでなく、それを基礎として実施される国立大学法人評価委員会による評価や認証評価機関による評価など様々な外部組織による評価が実施されることから、多様な評価に整合的に対応するためにも合理的かつ効率的な仕組みでなければならない。

(自らも改善する内部質保証)

最後に神戸大学の内部質保証体制それ自体も、つねにその理念・使命・目的や環境の変化に照らして最適となるよう自己改善に努めなければならない。

内部質保証の目的

内部質保証の目的は、神戸大学、各部局等、各教職員が、本学の理念や目的・計画のもとで、それぞれの使命や目標の実現に向けて、自らがその到達点を確認し、さらなる 飛躍に努めることにある。

内部質保証の単位

大学の中核事業である教育研究活動等は、部局等を単位として実施されている。したがって、神戸大学の内部質保証は、各部局等の内部質保証の集大成と考えることができる。また、各部局等での教育活動は、教育課程を単位として実施されていることから、各部局等の教育の内部質保証は、各教育課程のそれらの集大成と考えられる。他方、全学単位で実施されている教育研究活動等もある。したがって、内部質保証の目的、対象とする教育研究活動等の特性に応じて適切な活動単位の設定に留意しつつ、神戸大学を対象として実施される国立大学法人評価委員会による評価や認証評価機関による評価への対応を勘案して、それらの評価の基礎となる内部質保証も全学、部局等、教育課程を適切に組み合わせた単位で構成するものとする。

なお、各教員は、各部局等、各教育課程の内部質保証の基盤となる個人を単位とする 点検・評価を行う。また、教員以外の職員の点検・評価についても、組織及び個人の単 位で、それぞれの使命や役割に応じて、該当する部局等において実施するものとする。

内部質保証の体制

教育研究の質を保証し改善するのは、規則や制度ではなく、教育研究の主体である教員自身であることは論をまたない。また、大学の中核事業である教育研究活動等は、部局等を単位として実施されている(但し、全学単位で実施されている教育研究活動等は除く)。このため、まず、教員と教員集団である部局等が、自らの活動を真摯に点検・評価することが、神戸大学の内部質保証の出発点である。

その上で、部局等の長が責任をもって(大規模な部局にあっては、学科や専攻の長など)、対象とする教育研究活動等の特性に応じて、部局等、教育課程を単位とする内部質保証活動を行う。部局等の長による内部質保証を支援する組織として、各部局等に内部質保証を担当する組織を設置する。

次に、各部局等の長による内部質保証活動が、この基本的な考え方に表明されている 理念と目的に適った妥当なものであるかどうかを、学長を長とする国立大学法人神戸大 学教育研究評議会(以下「評議会」という。)が確認等を行う。

他方、全学単位で実施されている教育研究活動等は、全学の担当組織が内部質保証活動を行い、評議会が確認等を行う。

なお、各部局等の長、全学の担当組織による内部質保証活動のうち点検・評価については、神戸大学評価委員会が点検・評価を行い、評議会に報告を行う。

つまり、評議会を最終責任組織として、上位の階層は、直近下位の階層における内部 質保証の手続き・過程・結果等がここに表明している基本的な考え方に沿った適正なも のであるかについて確認等を行う体制とする。

なお、評価室は、評議会や各部局等の長、全学の担当組織と連携し、本学における内部質保証の円滑なる実施に寄与する。

内部質保証の分野

内部質保証は、教育、研究及び社会貢献を中心として、本学の理念や使命、外部組織による評価を考慮した分野やテーマを設定し、総合的に実施する。

内部質保証の観点

神戸大学における教育研究活動等の規模の大きさと多様性を勘案すれば、内部質保証の観点や要素を全学的に統一することは不可能であるばかりでなく、かえって各教員や各部局等の創造的で独自な取組を萎縮させ、教育研究活動等の活力を低下させるおそれ

がある。したがって、別に定める内部質保証に関する規則などでは、内部質保証の分野、 観点、要素等について大綱的に定めるにとどめる。

ただし、理念の項に表明しているように、神戸大学における内部質保証は、神戸大学の掲げる理念や使命が準拠枠となることから、大学の内部質保証においては、各部局等が神戸大学の理念の実現や使命の達成にいかに貢献しているかを基本的な観点とする。同様に、各部局等の内部質保証においては、各教育課程が部局等の理念の実現や使命の達成にいかに貢献しているかを基本的な観点とする。

また、教育、研究及び社会貢献等の内部質保証の分野ごとの特性に十分に配慮することとする。

なお、神戸大学の内部質保証の目的が、教育研究活動等の質の向上であることから、 大学、各部局等、各教育課程の内部質保証に関する報告には、改善方策についての言及 を必ず含むこととする。

内部質保証の周期

大学及び各部局等での内部質保証は、国立大学法人評価委員会による評価や認証評価機関による評価の時期を考慮し、大学は3年から6年、各部局等は適切な周期で実施するのが妥当である。ただし、教育研究活動等の質の改善や向上は一朝一夕に実現できるものではないことから、計画的に実施することとする。

内部質保証に関する情報の公表

神戸大学における内部質保証に関する情報は、その性質上開示に適さないものを除き、原則として大学内外に公表することとする。

資料 9 神戸大学内部質保証指針

(令和2年3月18日国立大学法人神戸大学教育研究評議会決定)(令和3年3月18日国立大学法人神戸大学教育研究評議会改正)

本指針は、「神戸大学における内部質保証の基本的な考え方」(令和元年5月23日 国立大学法人神戸大学教育研究評議会決定)(以下、「基本的な考え方」とする。)に 準拠した、本学における内部質保証に係る大綱的指針である。

1 内部質保証の目的

内部質保証は、質保証の責任が、第一義的には大学自身にあるという考え方に基づいて、本学が自律的な組織として社会からの信頼を得るために、本学、各部局等、各教職員が、本学の理念や目的・計画のもとで、それぞれの使命や目標の実現に向けて、自らがその到達点を確認し、さらなる飛躍に努めることを目的とする。

2 内部質保証の分野

- (1) 内部質保証は、教育、研究及び社会貢献を中心として、本学の理念や使命、外部組織による評価を考慮した分野やテーマを設定し、総合的に実施する。
- (2) 教育の分野の内部質保証の対象は、教育課程、学生支援、施設・設備、学生受け入れとする。
- (3) 教育以外の分野の内部質保証の対象は、各分野において設定するものとする。

3 内部質保証に係る責任体制

- (1) 全学的な責任体制
 - ① 中核となる委員会は、国立大学法人神戸大学教育研究評議会(以下「評議会」という。)とする。また、評議会は、基本的な考え方、内部質保証指針等の内部質保証に関する基本的な方針の策定を行うこととする。
 - ② 統括責任者は、学長とする。
 - ③ 自己点検・評価の責任者は、評価担当理事とする。
 - ④ 改善・向上活動の責任者は、内部質保証の各分野の対象の担当理事とする。
- (2) 教育の分野の内部質保証の責任体制
 - ① 教育課程については、全学の担当組織を大学教育推進委員会とし、責任者を教育担当理事とする。各部局等(教育研究上の基本組織)の責任者は部局長とし、担当組織及び教育課程の責任者は、各部局等において別に定める。
 - ② 学生支援については、全学の担当組織を学生委員協議会、留学生委員会とし、責任者をそれぞれの担当組織の長とする。
 - ③ 施設・設備については、全学の担当組織を施設マネジメント委員会、情報 委員会、附属図書館運営委員会とし、責任者をそれぞれの担当組織の長と する。
 - ④ 学生受け入れについては、全学の担当組織を入試委員会とし、責任者を入 試担当理事とする。
 - ⑤ 各対象の担当組織の活動内容、構成員については、各対象において別に定める。
- (3) 教育以外の分野の内部質保証の責任体制 各分野の対象の設定を踏まえて別に定める。
- 4 内部質保証の基盤となる点検・評価の単位 本学における点検・評価は、以下の単位で実施するものとする。

- (1) 国立大学法人神戸大学教員活動評価実施規程及び国立大学法人神戸大学年俸 制適用教員活動評価実施規程(以下「教員活動評価実施規程等」という。)に 基づく教員個人の教育研究活動等の点検・評価(「教員活動評価」)
- (2) 教育課程ごとの「教育課程点検・評価」
- (3) 部局(教養教育を担当する大学教育推進機構以外の学内共同利用施設等の組織 に係る自己点検・評価の対象となる組織を除く。)ごとの「組織点検・評価」
- (4) 教育分野の対象ごとの「対象別点検・評価」
- (5) 神戸大学評価委員会(以下「評価委員会」という。)による前号までの各点検・ 評価に対する点検・評価(「メタ点検・評価」)
- (6) 評価委員会による大学の「総括的点検・評価」

また、教員以外の職員の点検・評価についても、個人及び組織の単位で、各部局等において実施するものとする。

5 内部質保証の手順

- (1) 教育の分野について
 - ① 教育課程については、まず、各部局が教育課程点検・評価、組織点検・評価を行、全学評価・F D委員会において各部局からの報告をとりまとめ、全学的な点検・評価を行い、大学教育推進委員会がその点検・評価が妥当なものであるかどうかの確認等を行う。また、評価委員会によるメタ評価を経て、学長を長とする評議会がその確認等が妥当なものであるかどうかの確認等を行う。評議会の確認等の結果、課題がある場合は、大学教育推進委員会に改善を命じる。また、改善方策の進捗状況に課題がある場合も同様とする。
 - ② 学生支援、施設・設備、学生受け入れについては、まず、全学の担当組織が対象別点検・評価を行う。また、評価委員会によるメタ評価を経て、評議会がその点検・評価が妥当なものであるかどうかの確認等を行う。評議会の確認等の結果、課題がある場合は、全学の担当組織に改善を命じる。また、改善方策の進捗状況に課題がある場合も同様とする。
- (2) 教育以外の分野について

各分野の対象の設定を踏まえて別に定める。

(3) 評価委員会は、各部局、各分野の点検・評価のメタ点検・評価を行い、評議会に報告を行う。評議会は、評価委員会の報告を踏まえて、確認等を行う。

6 内部質保証の基盤となる点検・評価の観点

(1) 教育活動

教育活動の教育課程点検・評価、組織点検・評価及び対象別点検・評価は、基本的に大学改革支援・学位授与機構による大学機関別認証評価の大学評価基準等に準拠して実施するものとする。

具体的な評価基準、評価対象については、内部質保証の対象ごとに別に定める。

(2) 研究活動

組織点検・評価のうち、研究活動の点検・評価については、学問領域・研究分野の特性により、利用可能な評価の観点は異なる。したがって、各部局等の研究水準の点検・評価に当たり、どのような観点を用いるべきかについては、各部局等の長の責任において判断し選択するものとする。

ただし、各部局等の長は、点検・評価に用いた観点について、評価結果ととも に公表しなければならない。

(3) その他

各部局等において教育研究活動及び他の活動 (教育研究支援活動、診療活動、 管理運営活動、学界・社会での活動等)の点検・評価を実施するに当たり、独自 の観点を追加的に設けることを妨げない。 ただし、各部局等が点検・評価に当たり独自の観点を用いる場合には、当該観点による点検・評価の結果の適切性について慎重に判断しなければならない。 なお、教員活動評価については、教員活動評価実施規程等に準拠して実施するものとする。

7 内部質保証の基盤となる点検・評価の方法

点検・評価は、透明性と公正性を確保しつつ実施するものとする。すなわち、各部局等の長は、点検・評価を行うに当たり、その方針、方法、分野等について、各教職員に対して十分な情報を開示しなければならない。

組織点検・評価に当たっては、自己点検・評価とともに、外部評価(ピア・レビュー等)を必ず実施するものとする。

点検・評価は、可能な限り客観性や妥当性を担保できる証拠に基づいて実施するものとする。

なお、自己点検・評価に係る根拠資料の収集・蓄積に当たっては、神戸大学情報データベース (Kobe University Information Database: KUID) を活用し、点検・評価の作業自体が過剰な負担とならないように、合理的かつ効率的な仕組みの下で実施することが望ましい。

8 内部質保証の周期

- (1) 内部質保証の基盤である教育課程点検・評価、組織点検・評価及び対象別点検・評価、並びに、評価委員会によるメタ点検・評価及び大学の総括的点検・評価の周期については、別に定める。
- (2) 教員活動評価については、国立大学法人神戸大学教員活動評価実施規程等に基づいて実施する。
- 9 内部質保証の基盤となる点検・評価の結果に対する異議の申し立て

各教員は、教員活動評価の結果に関して、教員活動評価実施規程等に基づいて意見の申し出等を行うことができるものとする。

また、各部局等の長は、当該部局等の点検・評価(教育課程点検・評価及び組織点検・評価)に対する評価委員会による点検・評価(メタ点検・評価)の結果について合理的な疑義が生じた場合には、以下の手続に従い異議の申し立てを行うことができるものとする。

- (1) 評価委員会に対して、再度の判断を求めることができる。
- (2) 異議の申し立てを受けた評価委員会は、これに真摯に対応しなければならない。
- (3) 評価委員会は、異議の申し立てがあった部局等の長から意見を聴取し、当該部局等の点検・評価に対する点検・評価の結果の妥当性について最終的判断を行う。

なお、各部局等において教員以外の職員の点検・評価を個人及び組織の単位で実施するに当たっても、異議申し立ての手続を含めて、教員点検・評価及び組織点検・評価の場合と同様な透明性と公正性が確保されなければならない。

10 関係者からの意見聴取

各分野における内部質保証活動の際には、関係者(学生、卒業生(修了生)、卒業生(修了生)の主な雇用者等)から意見を聴取することとする。